

爲、向京之時見貴人及相美人、飲宴之日述懷儲作歌  
と書き又卷十九に

豫作七夕歌

向京路上依興預作侍宴應詔歌

爲壽左大臣橋卿預作歌

爲應詔儲作歌

と書けるが如く書くべきを今は左註に

右二月十三日兵部少輔大伴宿禰家持

とのみ書けり。或は七歳二月にも行幸ありしを續紀に記し漏したるか。又は此頃に行幸あるべかりしかば此歌を豫作せしに故ありて行幸は次年の二月に延びしにや。家持の難波に來りぬしは行幸の準備の爲にはあらじ  
初二は遠キ天皇ノ御代ニモといふべきを顛倒せるなり。イマノ乎ニの乎は略解に云へる如く与を寫し誤れるなり。○タエズイヒ都都は伎都の誤としてここにて辭を切らではとのはず。○カケマクモアヤニカシコシはワゴ大キミにかかれるに

てカムナガラは遙に下なるシキマセルにかかれるなり。○ワゴ大キミノはワガのガが次なるオに引かれてゴに代れるなり。卷一以下に例あり。○春ノハジメハはハジメヲバのヲを略せるにて下なるモノゴトニサカユル時トメシタマヒと呼應せるなり。ヤチクサニはクサグサニなり。○見ノトモシク見ノサヤケクは見ルニメツラシク見ルニ清クなり。○メシタマヒは見給ヒなり。見ルの敬語をメスといふ。アキラメは心ヲ晴シなり。近くは卷十九三八七二頁及三九五〇頁にも例あり。今斷念する事をアキラムといふは語意の轉せるなり。○ナニハノ宮ハは難波宮ノ様子ヲ云フナラバと心得べし。○キコシ米スの米は諸本に乎とあり。反歌にキコシ賣スナベとあれば、もとのままにてもあるべし。○タテマツルミツギノ船ハは貢ヲ奉ル船ハとなり。○ミヲビキシツツの例は近くは卷十八に

ほり江よりみをびきしつづふねさすしづをのともは川の瀬まをせ

とあり。ミヲビクは水路のしるべをする事なり。されば正しくはミヲビキセサセツツといふべし。三六九三頁参照。○カヂヒキは楫オシにおなじ。語例は卷七一三二五頁にワガ舟ノカヂハナ引キツとあり。○サワギキホヒ豆の豆は奴の誤ならむ。○ヤ



ヘラルガウヘニの語例は卷七に

けふもかもおきつ玉藻はしら浪のやへをるが上にみだれてあらむ

とあり。八重ニタタマレル上ニといふことにや(一二八〇頁参照)。ハララニはバラバ  
ラトなり。○オホミケニツカヘマツルトの語例は卷一なる幸于吉野宮之時作歌六  
五頁に大ミケニツカヘマツルト、カミツ瀬ニ鶺鴒川ヲタチ云々とあり。大御饌ノ御用  
ヲ勤ムトテとなり。○イザリツリケリのイザリは名詞にあらず。イザルといふ動詞  
の連用格なり。○ソキダクはソコバクにおなじ。ソコバクをココダクともいふが如  
し。ソキバクはやがてココバクなり。共に俗語のタイサウに當れり。ソキ、コキはソコ、  
ココのうつれるなり。○オギロナシは廣大なる事なり。欽明天皇紀六年九月に功德  
甚大とありてノリノワザオギロナリと傍訓せり。オギロナシのナシはハシタナシ  
などのナシにて否定のナシにあらず。さればオギロナシはオギロナリと相同じ。比  
古婆衣卷十八参照。○ココミレバは之ヲ見レバなり。神代はここにてはただ上代と  
いふことなり。卷六一一七頁に神代ヨリヨシ野ノ宮ニアリガヨヒといへる神代  
におなじ。ハジメケラシモは難波ノ宮ハ始メケラシモといへるにて仁徳天皇の御

事を云へるなり

櫻花いまさかりなり(難波の海)おしける宮にきこしめすなべ

櫻花伊麻佐可里奈里難波乃海於之(流宮爾伎許之賣須奈倍)

此歌の前に反歌とありしが落ちたるにてもあるべし。但反歌と書かざる例もあり

○結句は大政ヲキコシメスニツレテとなり。天皇ガ難波宮ニマシマスニヨリテ櫻  
ノ花モ張合ガアツテ今満開ヂヤといへるなり。○略解に

オシテル宮ニといへるはオシテルは難波の枕詞なるを家持卿のころは既にい  
ひ馴て用を體にとりなして上にナニハノ海といひてオシテル宮と語を下上に  
置きたるなど漸はたらきがましく成たる物也

といへるはいとよろしけれどなほ盡さざる所あり。こは卷六なる神社、老鷹の

ただごえのこの道にしておしけるや難波の海となづけけらしも

といへる歌に基づきて難波ノウミをオシテルの枕詞につかへるなり。さらすばオ  
シテルヤナニハノ宮ニといふべければなり。さてオシテル宮はカガヤク宮といふ  
意にいへるなり



海原のゆたけき見つつ(あしがちる)なにはにとしはへぬべくおもほゆ  
海原乃由多氣伎見都々安之我知流奈爾波爾等之波倍努倍久於毛保由

右二月十三日兵部少輔大伴宿禰家持

難波ニ數年居タイココチガスルといへるなり。アシガチルは准枕辭なり。初二の語  
例は卷三に

いは原のきよみの埼乃みほの浦のゆたけき見つつものおもひもなし  
とあり

○

なにはづにみふねおろすゑやそかぬきいまはこぎぬといもにつげこ  
そ

奈爾波都爾美布禰於呂須惠夜蘇加奴伎伊麻波許伎奴等伊母爾都氣許  
曾

オロスエはオロシスエをつづめたるなり。ヤソカヌキは八十梶貫なり。卷十二二七

三二頁なる問答歌にも八十梶懸とあり。コギヌは漕去なり。ツゲゴソは告ゲヨカシ  
なり。次にも似たる歌あり

さきむりにたたむさわぎにいへのいもがなるべきことをいはずきぬ  
かも

佐伎牟理爾多多牟佐和伎爾伊敝能伊毛何奈流敝伎已等乎伊波須伎奴  
可母

右二首茨城郡若舍人部廣足

サキムリはサキモリを訛れるなり。サワギはトリコミなり。混雜なり。ナルベキは世  
渡トスベキなり。卷七(一四二四頁)に園ナルの借字に其業と書けり。今はナルといふ  
動詞は亡びてそれより出でたる業といふ名詞のみ残れり。○キヌカモは來ヌルカ  
モを終止格にて云へるなり

(おしてるや)なにはの津よりふなよそひあれはこぎぬといもにつぎこ  
そ



於之<sup>△</sup>亘流夜奈爾波能津與利布奈與曾比阿例波許藝奴等伊母爾都岐許會

第三句はフナヨソフといふ動詞の連用格なり。意はフナヨソヒシテといはむにひとし〇ツギヨソは告ゲヨソにて告ゲヨカシの意なり

ひたちさしゆかむかりもがあがこひをしるしてつけていもにしらせむ

比多知散思由可牟加里母我阿我古比乎志留志<sup>△</sup>都祁<sup>△</sup>伊母爾志良世牟

右二首信太郡物部道足

ツケテは托シテなり

あがもてのわすれもしだはつくばねをふりさけみつついもはしぬば

阿我母<sup>△</sup>亘能和須例母之太波都久波尼乎布利佐氣美都都伊母波之奴波

亘

右一首茨城郡占部小龍

アガモテは我面なり。東歌には

ささらをぎあしと(オ)ひとごひかたりよらしも(三〇五五頁)

こまはたぐともわはそとも(オ)はじ(三〇六一頁)

真木のいたどをとどと(オ)して(三〇七五頁)

など京人の歌ならば省くまじきオを省けるが少からず〇ワスレモは忘ラレムなり。シダは時なり。結句の亘は諸本に尼とあり。シヌバネはシノベヨカシとなり。〇卷十四に

あがおものわすれむしだはくにはふりねにたつくもを見つつしぬば(三一〇頁)

おもがたのわすれむしだはおほ野ろにたなびくくもを見つつしぬば(三一三頁)

とあると相似たり。二註に



此小龍が家、筑波よりは東にあるなるべし。故夫の經行し筑波の方を見てしのべと云なるべし

といへるはいかが。ただ山ヲ見テ我面影ヲ思ヒ浮ベヨといへるのみ。山の方向にかかはらじ。但茨城郡は筑波山の東方に當れり

久自がははさけくありましてしほぶねにまかぢしじぬきわはかへりこむ

久自我波波佐氣久阿利麻亘志富夫禰爾麻可知之自奴伎和波可徹里許牟

右一首久慈郡丸<sup>コ</sup>子部<sup>コ</sup>佐<sup>ベ</sup>壯<sup>ツ</sup>

契沖が「發句は久慈郡の母なり」といへるに對して略解に

久慈にある母をいかでクジガ母とはいふべき。おもふに久慈川者なり

といひて卷九(一六八四頁)なるシヲ埼ハサキクアリマテを例に引けり。此説に従ふべし。サケクはサキクの訛、サキクは無事デとなり。〇四五の間にイツギテといふこ

とを加へて聞くべし。シホブネは卷十四(三〇五九頁及三一五六頁)にも見えたり。其義はなほ考ふべし

つくばねのさゆるのはなのゆどこにもかなしけいもぞひるもかなしけ

都久波禰乃佐由流能波柰能由等許爾母可奈之家伊母曾比留毛可柰之禰

サユルは小百合、ユドコは夜床、二つのカナシケはカナシキの訛なり。〇契沖雅澄が初二をユドコユにかかれる序としたるは非なり。略解にいへる如くカナシケにかかれるなり。東歌の序歌には常格にたがひたるものある事は夙く卷十四(二九七四頁、三〇三八頁等)にいへり。〇カナシケはカハユキなり。夜床ニ抱キ寢テカハユキ女ガ晝モカハユシといへるなり。第三句のモは除きて心得べし。〇さて此歌は別に臨みての作にあらず。次なる歌に添へて奉りしのみ

(あられふり)かしまのかみをいのりつつすめらみくさにわれはきにし



を  
阿良例布理可志麻能可美乎伊能利都都須米良美久佐爾和例波伎爾之乎

右二首那賀郡上丁大舍人部千文

カシマノカミは同國なる鹿島神宮の御事なり。ミクサは御軍なり。防人は兵士なればミクサといへるなり。キニシは出デ來ニシなり。○略解にはキニシヲの下に恙ナク防人仕マツラザラマヤといふことを加へ古義にはイカデイミジキ勳ヲ立ズシテ歸リ來ルベキといふことを補ひて釋けり。按ずるにキニシヲは來ニシヨといはむにひとし。其裏面にサレバ無事ニテ歸ラレルダラウといふばかりの意はあるべけれど深き意はあらし

たちばなのしたふくかぜのかぐはしきつくばのやまをこひずあらめかも

多知波奈乃之多布久可是乃可具波志伎都久波能夜麻乎古比須安良米

可毛

右一首助丁占部廣方

那賀郡の助丁なり。○橘ノ下吹ク風ノカグハシキノ筑波山ヲといへるなり。二註に初二を序としたるは非なり。筑波山には今も蜜柑を植ゑて其地方にては筑波蜜柑と稱して賞美する事なり。○一首の意は所詮、故郷を思はざらむやといへるにてその故郷の中には無論家人も含まれたるべけれど家人を筑波山によそへたるにはあらず。さて筑波山は那賀郡よりは遠けれど一國の名山なれば此山を取出でたるなり

あしがらのみさかたまはり かへりみず あれはく江ゆく あらしをも たし夜はばかり 不破のせき く江てわはゆく (むまのつめ) つくしのさきに ちまりゐて あれはいははむ もろもろは さけくとまを須 かへりくまでに

阿志加良能美佐可多麻波理可閉理美須阿例波久江由久阿良志乎母多



志夜波婆可流不破乃世伎久江豆和波由久牟麻能都米都久志能佐伎爾  
知麻利爲豆阿例波伊波波牟母呂母呂波佐祁久等麻乎須可閉利久麻豆  
爾

右一首倭父部可良麿

二月十四日常陸國部領防人使大目正七位上息長真人國島進

歌數十七首。但拙劣歌者不取載之

ミサカタマハリは下にも

いろふかくせながころもはそめましをみさかたばらばまさやかにみむ

とあり。二註に長流宣長の説に従ひてマハリにタを添へたるなりと云へるは従は  
れず。御坂ノ道ヲ給ハリといふ事にて給ハリといへるは故ある事ならむ。或は御坂  
ノ神ニ許サレテといふ意にて御坂を越ゆる事を御坂給ハルといひなれしにや。ク  
エユクは越エ行クの訛なり。以上四句とアラシヲモ以下四句と相對せるなり。ア  
ラシヲは卷十七なる家持の長歌(三三四一頁)にカクシテヤアラシヲスラニナゲキ

フセラムとあり。又下にもアラシヲノイ乎サタバサミムカヒタチ云々とあり。荒男  
なり。いにしへウマキ、オホキなどをウマシキ、オホシキといひし如くアラキをアラ  
シキと云ひしかばアラ男をアラシ男といひしなり(三三四五頁参照)○タシはタチ  
の訛なり。多志夜は多志々の誤ならむ。下のシは助辭にてアラシ男モタチ憚ルバカ  
リユユシキ不破關ヲモ越エテ我ハ行クといへるなり。○ムマはウマの訛なり。卷十  
四(三〇一五頁及三〇三〇頁)にウダク、ウラナへをムダク、ムラナへといへると同例  
なり。さて馬ノ爪盡スを筑紫にいひかけて枕辭とせるなり。語例は卷十八(三七八八  
頁)に

うまのつめいつくすきはみふなのへのいはつるまでに

又祈年祭祝詞に馬ノ爪至ル限とあり。ツクシノサキは筑紫の或岬なり。○チマリは  
留リの訛なり。イハハムは神ヲ祭リテ身ノ平安ヲ祈ラムとなり。○モロモロハは故  
郷ナル人々ハとなり。マヲ須はマヲ西の誤ならむ。我ヲサキクアレト神ニ申シ祈レ  
といへるなり

倭父部は倭文部の誤なり。その上に郡名又は職名を脱せるにや。○倭文部を古義に



シツリベと訓じたるは神代紀なる倭文神の訓註に此云斯圖梨能俄未とあるに據れるならめどシツオリの約はシドリなる上に和名抄淡路國三原郡の郷名に倭文(之止里)とあればシドリベと訓むべし

けふよりはかへり見なくておほきみのしこのみたてといでたつわれは

波 祢布與利波可徹里見奈久豆意富伎美乃之許乃美多豆等伊渥多都和例

右一首火長今奉部與曾布

カヘリ見ナクテは顧ル事ナクテとなり。カヘリミは名詞なり。シヨノは契沖のいへる如く自謙していへるなり。俗に自謙してケチナといふに似たり

火長は軍防令に凡兵士十人爲一火とあれば什長なり

あめつちのかみをいのりてさつやぬきつくしのしまをさしていくわれは

阿米都知乃可美乎伊乃里豆佐都夜奴伎都久之乃之麻乎佐之豆伊久和

例波

右一首火長大田部荒耳

サツ矢ヌキは宣長の説に「靱胡籙などへ矢を貫入れてさすをいふなるべし」といへり。傍廂後篇に

是は天神地祇を祈るに背矢の上矢を抜き出でて神前に奉り旅中安全任中無難にして歸國恙なからん事を祈るための幣物なり。軍物語に箆より上差の鏑矢抜き取りて神に奉り勝利をいのりし事あまたあり

といへるは従はれず。もしサツ矢ヌキがアメツチノ神ヲイノリテより前にあらばこそ然も聞かめ。○さてサツ矢は元來狩獵に用ふる矢の稱なり。兵士の携ふるは征矢なれどここはただ矢といふ代にサツ矢といへるか。ツクシノ島は九州なり。イクはユクを訛れるなり

軍防令に凡兵士、  
、每人弓一張、弓弦袋一口、副弦二條、征箭五十隻、胡籙一具、  
、皆令自備。不可闕少とあり

まつのけのなみたるみればいはびとのわれをみおくとたたたりしも



ころ

麻都能氣乃奈美多流美禮婆伊波妣等乃和例乎美於久流等多多理之母  
己呂

右一首火長物部眞島

マツノケは松の木なり。但木は方言ならでも古語にケといへる例あり。たとへば景  
行天皇紀に朝霜ノミケノサヲ橋といへるミケも御木を然いへるなり。○イハビト  
は家人の訛なり。タタリシモコロは立チタリシ如シとなり

たびゆきにゆくとしらずてあもししにことまをさずていまぞくやし  
け

多妣由伎爾由久等之良受互阿母志志爾己等麻乎佐受互伊麻叙久夜之  
氣

右一首寒川郡上丁川上巨老

アモシシはオモチチの訛。オモチチは母父なり。コトマヲサズテは物申サズシテな

り。○此作者は故ありて俄に防人にさされて兩親に暇乞する暇も得ざりしならむ  
あもとじ母たまにもがもやいただきてみづらのなかにあへまかまく  
も

阿母刀自母多麻爾母賀母夜伊多太伎豆美都良乃奈可爾阿徹麻可麻久  
母

右一首津守宿△小黑栖

初句はアモトジハとあるべし。母はおそらくは巴の誤ならむ。刀自は夫人なり。上四  
○二九頁にもイマセハハ刀自オメガハリセズとあり。タマニモガモヤは玉ニテモ  
アレカシとなり。○ミヅラは上代の男子の髪カミの風にて左右へ分けて結ひたるをい  
ふ。後には少年の髪カミの風となり又ビンヅラと訛られき。○アヘマクは交へ纏くなり。  
語例は卷十四(三〇九三頁)にカナシイモヲユヅカナヘマキとあり。ユヅカナヘマキ  
は弓束ニアヘマキをつづめたるなり。○マカマクモの語例は卷十四にイルシホノ  
コテヤスクモガイリテネマクモ(三一五三頁)またイハクグルミヅニモガモヨ入り



テネマクモ(三一五四頁)とあり。第三句以下はサラバ頭ニ戴キテ角子ノ中ニ交ヘ卷カムニといへるなり。髮中に珍玉を藏めし例は卷三(五〇〇頁)にイナダキニキスメル玉ハフタツナシとあり

宿の下に諸本に依りて禰の字を補ふべし。郡名丁種は初より無かりしにや

つくひ夜はすぐはゆけどもあもししがたまのすがたはわすれせなふも

都久比夜波須具波由氣等毛阿母志志可多麻乃須我多波和須例西柰布母

右一首都賀郡上丁中臣部足國

古義に夜をヤとよみて

ヤは助辭なり。かゝる處に此辭をおけるは東歌なるが故なるべし

といへるは非なり。宜しくヨとよみて月日夜ハと心得べし。常はツキヒとのみ云ひて夜を日に兼ぬるをここは晝夜をヒヨと云へるなり。スグハは過ギハの訛なり。○

ワスレセナフモは忘レセズモ即忘レズモなり。セズをセナフといふは東語にて卷十四にもセロニアハナフヨ、汝ヲカケナハメ、ワスレセナフモ、アハナハバ、籠ニモミタナフなど云へり(二九九〇頁参照)○玉ノはたたへ辭なり。佛足石歌にもタマノヨソホヒオモホユルカモとあり

しらなみのよそるはまべにわかればいとすべなみやたびそでふる

之良柰美乃與曾流波麻倍爾和可例柰波伊刀毛須倍奈美夜多妣蘇互布流

右一首足利郡上丁大舍人部禰磨

ヨソルは寄ルなり。ツカレナバは別レ去ナバなり。別レテ白浪ノ寄ル濱邊ニ去ナバといへるなり。第四句はスベナカルベミといふべきをスベナミといへるにて古格に依れるなり

なにはどをこぎでてみればかみさぶるいこまたかねにくもぞたなび



く  
奈爾波刀乎已岐渥豆美例婆可美佐夫流伊古麻多可禰爾久毛曾多奈妣  
久

右一首梁田郡上丁大田部三成

ナニハドは難波津の訛二註には難波門とせりカミサブルはカムサブルの訛なり。  
さてカミサブルは神サビタルにて物フリタルなり○二註に此歌を激賞したれど  
初二四五は其世の人ならばいふに難からじ云ひがたかるべきは第三句のみ

くにぐにのさきもりつどひふなのりてわかるをみればいとすべな  
し  
具爾具爾乃佐伎毛利都度比布奈能里豆和可流乎美禮婆伊刀母須弊奈  
之

右一首河内郡上丁神麻績部島磨

船ニ乗リテを一語としてフナノリテといへるなりワカルヲは別ルルヲといふべ

きを古格に従へるなりさてワカルは難波津ニ別ルルなり

ふたほがみあしけひとなりあだゆまひわがするときにさきもりにさ  
す

布多富我美阿志氣比等奈里阿多由麻比和我須流等伎爾佐伎母里爾佐  
酒

右一首那須郡上丁大伴部廣成

フタホカミを眞淵は

卷十六佞人を誘ふ歌にナラヤマノコノテガシハノ兩面ニとよめる此兩面に同  
じカミは神なり

といひ宣長は

兩小腹なり。ホガミといふは股上の意なり。故に兩ともいへり。百をもホと云。五百  
などの如し

といひ雅澄は



フタは太<sup>フト</sup>なるべし。ホガミは小<sup>ホ</sup>腹なりと云説によるべし。さて太<sup>フト</sup>小<sup>ホ</sup>腹といへる意は臍下の太くこはくて物の憐を知ぬよしにて常に大膽ナルといふ意なるべしといへり。案ずるにフタホガミは二<sup>フタ</sup>大<sup>ホ</sup>上官にて軍團の大毅少毅をいへるならむ。アシケはアシキの訛なり。○アダユマヒは宣長の説にアダヤマヒの訛にて疝痛なりといへり。疝は腹部の急痛にて和名抄に阿太波良と訓せり。しばらく宣長の説に従ふべし。○サスは指名する事なり(三四三三頁参照)

つのかくにのうみのなぎさにふなよそひたしでもときにあもがめもがも

都乃久爾乃宇美能奈伎佐爾布奈餘曾比多志渥毛等伎爾阿母我米母我母

右一首監屋郡上丁丈部足人

二月十四日下野國防人部領使正六位上田口朝臣大<sup>ホ</sup>戸<sup>ガ</sup>進歌數

十八首。但拙劣歌者不取載之

フナヨソヒはフナヨソヒシテと云はむにひとし。上(四〇五三頁)にも例あり。○タシデモはタチデムの訛、アモは母の訛なり。アモガメモガモは所詮、母ニアハマホシとなり

部領使の下に介の字をおとせるならむ

あかときのかはたれどきにしまかぎをこぎにしふねのたづきしらずも

阿加等伎乃加波多例等枳爾之麻加枳乎己枳爾之布禰乃他都枳之良受母

右一首助丁海上郡海上國造他<sup>フサ</sup>田<sup>ダ</sup>日<sup>ヒ</sup>奉<sup>マツリ</sup>直<sup>アタ</sup>得<sup>ヒト</sup>大<sup>タ</sup>理<sup>リ</sup>

代匠記に

カハタレドキは彼者誰時なり。タツガレドキと云に同じ。凡夕も曉もほのかなれば人の顔もそれと見わきがたく名乗を聞けば夕をもカハタレ時と云ひ曉をもタツガレ時と云べきをタツガレはいつとなく夕に云ひ習ひて曉に云はば耳を



おどろかしぬべし。、、カハタレ時は夕にも云べし

といへり○シマカギは島陰の訛なり。コギニシは漕ギ去ニシなり。タヅキは消息なり○こは先發の船を思遣りてよめるなり。もし己が上ならば第四句はコギユク船ノなどあるべきなり。古義に第四句までを序とせるはいみじき誤なり

又古義に續紀及三代實錄の通本に海上國造池田、日奉、直とあるに據りて他田を池田と改めたるは非なり。續紀延暦四年正月なるは異本に他田とあり。又正倉院天平二十年の文書に海上國造他田、日奉部、直とあり○大は太の誤なり

ゆこさきになみなとゑらひしるへにはこそを等つまを等おきて等もき

ぬ

由古作枳爾奈美奈等惠良比志流敝爾波古乎等都麻乎等於枳互等母枳

奴

右一首葛飾郡私部石島

ユコサキはユク先の訛、シルへはシリへの訛なり○第二句を契沖以下浪音揺ラヒ

の意とせり。おそらくは浪ヨ云々スナの意にてナミナは浪莫ならむ。トエラヒはタユタヒに同じきか。ヨシヤをヨシエとも云へるを見れば也。行と和行とは相通すべし○四五を舊訓にコヲラツマヲオキテラモキヌとよめるを古義にコヲトツマヲトオキテトモキヌとよみて

ラと訓るはわろし。此前後の歌の書法によるに、もしラならば良の字を書べし。訓を假字に用ひしとは思はれず。この等は曾に似て輕き辭なり。例は十四にソラユ登キヌヨまたキミヲ等マトモ、此下にイデテ登アガクルなど皆同じ

といへり。このトをゾにかよふ辭とするは契沖の説なり。即代匠記にカナルマシヅミイデテ登アガクルの下に

イデテトは登と曾と通ずれば出テゾなり

といへり。案ずるに此卷の書式は正訓の外は字音を借れるが例なれど稀にはハ名ニ、ウチ江スル、ク江ユク、ワスレカネ津ルなど書ける例あり。されば子ヲ妻ヲラのラに等の字を借るまじきにあらず。否この等は正訓とも認むべし。翻りて古義の説の如くトとよみて輕きゾとせむに子ヲゾ妻ヲゾといひて更にオキテゾモキヌと



はいふべからず。さればなほ舊訓の如くコヲラツマヲラとよむべし。さて子ヲラ妻ヲラは子ヲラ妻ヲラといはむに齊しかるべし。然らば子ヲラ妻ヲラを子ヲラ妻ヲラとも云ふべしやといふに卷五九八五頁に病遠等クハヘテアレバといひ又卷十四(三一六〇頁)にアメヲマトノスキミヲ等マトモといへる例あり。又卷十四(三一二七頁)にコトヲロハヘテイマダネナフモとあるも言ヲラといはむに齊し〇かく第四句の等はラとよむべけれど結句の等はラとはよみがたし。かかる處にラをつかへる例無ければなり。おそらくはこの等は曾の誤ならむ。卷十四(三〇二二頁)に

伊香保ろにあまぐもいつぎかぬまづくひと登おたばふいざねしめとら  
とあるを同じ卷の下(三一二二頁)に

いはのへにいかかるくものかぬまづくひと曾おたばふいざねしめとら  
としたればなり。又按ずるに右の

伊香保ろにあまぐもいつぎかぬまづくひと登おたばふいざねしめとら  
の外に卷十四に

しもつけぬあそのかはらよいしふますそらゆ登きぬよながこころのれ(三〇三

五頁)

又此二十の卷の下に

あらしをのい乎さたばさみむかひたちかなるましづみいでて登あがくる  
とある登を悉く楚曾などの誤とせむもいかに。或は東語にゾをド又はトと訛りしにあらざるか。今の言語にもゾをドと訛る事あり(蘭語のゾンダーグをドンタクと訛れる如き其著例なり)〇さてゾの下にモを添へたるは玉緒卷七(十五丁)に  
わがまちし秋はきたりぬしかれども萩のはなぞもいまださかずける(卷十)  
あひ見ては戀なぐさむと人はいへど見て後にぞもこひまさりける(卷十一)  
の外二首の例を挙げたり。次にオキテゾモといはばキヌルといふべきをキヌといへるは正しからぬ事なれど東歌には例ある事なり。即上(四〇四三頁)に  
あしがきのくまどにたちてわきもこがそでもしほほになきしぞもはゆ  
とあり。特に上に挙げたるソラユ登キヌヨと此卷の下なる  
からごろもすそにとりつきなくこらをおきてぞきぬやおもなしにして  
とは今のオキテ等モキヌと相似たる例なり〇一首の意は



シリヘニハ妻子ヲオキテ來ヌレバサラヌダニ心ノ進マヌニイカデ行先ニ大浪  
ノトエラヒテ心ヲ挫カザラナム

といへるにや。トエラヒの意の明ならざる間は確には釋きがたし

私部はキサキベとよむべし。キサイベと唱ふるは音便なり。栗田博士が播磨風土記  
の私部をキサイチベとよめるは私キサイと私市キサイチとを混同せるなり。さて私をキサキとよ  
む所以は伴信友の上野國三碑考(全集第二の六八〇頁)に

私部は書紀敏達ヒコの卷に六年二月甲辰朔詔置日祀部ヒコ私部ヒコと見えたり。此私部を釋  
紀にキサイベと訓み姓名錄抄拾芥抄なる姓尸部にも載せて其訓同じ。印本の訓  
にキサイチとあるは後世に私市といへる氏のあるに混ひたるものなるべし。さ  
て私字をキサイトよめる由は前漢書の張放傳に大官私官とある下トコの服虔が注  
に私官、皇后之官と見えまた後漢書百官志に中宮私府令一人とも見えたり。私字  
を後の稱に用ひたる漢國の例に據りたる書ざまとぞきこえたる。かくて私部を  
キサイベと唱ふは中昔よりの音便にてうるはしくはキサキベと唱ふべきなり  
といへり

わがかづのいつもとやなぎいつもいつもおもかこひすな△なりまし  
都ツ之ツ母

和加々都乃以都母等夜柰枳以都母以都母於母加古比須柰柰理麻之都  
之母

右一首結城郡矢作部眞長

カヅは門の訛なり。イツモトヤナギを契沖は

陶淵明が五柳先生傳に依てよめる歟、おのづから五本の柳ありければよめる歟  
知べからず

といへり。實際五株の柳ありしかば五柳先生傳をも思ひてワガカヅノイツモトヤ  
ナギといへるならむ。初二は序なり。○イツモイツモの語例は

妹が家にさきたる梅のいつもいつもなりなむ時に事は定めむ(卷三)

河上のいつもの花のいつもいつも來ませ我背子ときじけめやも(卷四)

道のへのいつしば原のいつもいつも人のゆるさむ言をし待たむ(卷十一)



とあり。以上は皆イツナリトモの意なれどここは常の意のイツモイツモなり。○四五心得がたし。まづオモは母なり。又都之母は契沖のいへる如く都々母の誤なる事明なり。さて結句のマシは敬語のマシとおぼゆれば第四句の古比須奈は母の所作ならざるべからず。而して之を母の所作とせばラムといふ現在想像の辭を用ひざるべからず。然るに下に

國々の社の神に幣まつり阿加古比須奈牟いもがかなし

とあり。その阿加は阿爾の誤なるべくコヒスナムは戀スラムの訛とおぼゆ。此を以て彼を照すに於母加古比須奈は下に牟をおとせるにてそのオモカコヒスナムは母カ戀スラムなるべし。カは清むべし。ヤに通ふカなり。さてナリマシツツモは世ワタリノ業ヲシタマヒツツモなり。ナリの事は上四〇五三頁にいへり

ちばのぬのこのてがしはのほほまれどあやかにかなしみ於<sup>ナ</sup>積<sup>キ</sup>互<sup>テ</sup>他<sup>タ</sup>加<sup>ナ</sup>積<sup>キ</sup>奴<sup>ヌ</sup>

知波乃奴乃古乃豆加之波能保保麻例等阿夜爾加奈之美於積互他加積

奴

右一首千葉郡大田部足人

チバノヌは千葉の野なり。コノテガシハははやく卷十六に奈良山ノコノテガシハノ兩面ニとあり。漢名側柏といひて其葉檜に似たるものなりといへれどいかがあるべき。側柏の葉はホホマルといふべきにあらざればなり。おそらくはハハソの一種ならむ。三四〇六頁参照。○ホホマレドはフフマレドの訛なり。フフマルの語例は卷十四に

あどもへか阿自久麻やまのゆづる葉のふふまる時に風ふかずかも

とあり。○このカナシミはカハユサニなり。他加積奴を略解には和ガキヌの誤とし古義にはタ知キヌの誤とせり。後者に従ふべし。さてホホマレドといひてオキテとは云ふべからず。於キテは麻キテの誤にあらざるか。○上三句は女のまだ稚きをたとへたるなり。古義に初二を序とせるは非なり

たびとへ等<sup>フ</sup>またびになりぬいへのもがきせしころもにあかつきにか



り  
多妣等弊等麻多妣爾奈理奴以弊乃母加枳世之己呂母爾阿加都枳爾迦  
理

右一首占部虫麿

トヘドはトイヘドなり。但ドといへる穩ならぬこちす。旅ハクルシキモノトイヘ  
ドといふ意にや。マタビは眞旅にてかりそめの旅のうらなるべし。〇二三の間にサ  
レバコソといふことを補ひて聞くべし。イヘノモは家ノ妹なり。カリはケリを訛れ  
るなり。〇卷十五なる

わがたびはひさしくあらしこのあがけるいもがころものあかづくみれば  
と似たる所あり

占部虫麿の上に郡名なきは前者と同郡なれば略せるか。又はおとせるか  
しほぶねのへこそしらなみにはしくもおふせたまほかおもはへなく  
に

志保不尼乃弊古祖志良奈美爾波志久母於不世他麻保加於母波弊奈久  
爾

右一首印波郡丈部直大歳

ヘコソは舳コソなり。初二は序なり。ニハシクモは俄ニなり。オフセタマホカはオホ  
セタマフカにてそのカはカナなり。オモハヘナクニは思ヒ敢ヘナクニをつづめた  
るにて得心スル間モ無キニとなり。〇出發の期に迫りて命を受けしをわび云へる  
なり

略解に

和名抄下總國印幡と有て訓註なし。今インバとなふれどしかにはあらじ。イバ  
とかイニハとか唱へしならん

といひ古義にはイニハとよめり。按ずるにイナバとよむべし。郡中に稻葉村あり  
も (牟浪他麻乃)くるにくぎさしかためとしいもがここりはあよぐなめか



牟浪他麻乃久留爾久积作之加多米等之以母加去去里波阿用久奈米加母

右一首狻島郡刑部志加磨

契沖雅澄は初句を字のままによみて群玉ノ轉とかかれる枕辭とし略解には浪を波の誤としヌバタマノの訛として

戸の櫃クと黒と普通へばヌバタマの枕辭を冠らせた

といへり。略解の説に従ふべし。或は云はむ。ヌバタマをムバタマと云はむこといかがと。答へて云はむ。此語を後世ウバタマともムバタマとも訛れるを見れば上代なりとも邊鄙にては然訛るまじきにあらず。ヌを直にムと訛れる例こそ見えざれ、ヌをウと訛り更にウをムと訛らむことあるべきにあらずやと。○クルはクルルとも云へり。クルクルの略とおぼゆ。穿チに木をさしこめて戸を開閉せしむる機なり。クギサシの例は卷十六(三三八四頁)に家ナルヤ櫃ニ鑲タサシヲサメテシとあり。○カタメトシは固メテシの訛なり。ココリは心なり。○アヨグナメカモを略解に「危クハアラジといふを東語にかくいへり」といひ古義に「危ク無ミカモにてアハレ危クハアラ

ジカといふ意なり」といへり。按ずるにアヨグナメカモとクを濁りてアヨギナムカモの轉訛とすべし。アヨグはアユグの古語にて揺ぐ事なり。出雲風土記に

阿用郷、、或人此處山田佃而守之。爾時目一鬼來而食佃人之男。爾時男之父母

竹原中隱而居之時竹葉動之。爾時所食男云動々。故云阿欲コ神龜三年改字阿用

とあり。さればアヨグナメカモは動カムヤハなり

くにぐにのやしろのかみにぬさまつり阿加こひすなむいもがかなしさ

久爾具爾乃夜之呂乃加美爾奴佐麻都理阿加古比須奈牟伊母賀加奈志作

右一首結城郡忍海部五百磨

クニグニは處々といふ事なるべし。交通不便なる時代に婦女が諸國の神社に奉幣せむ事想像すべからざればなり。コヒスナムはコヒスラムを訛れるなり。されば阿加は阿爾の誤として吾ニの意とすべし。但集中に吾ニといへる例は無し。宣長が



アガコヒは贖乞なり。アガフ命なども有類也。コヒもコヒノミのコヒ也  
といへるは従はれず

あめつしのいづれのかみをいのらばかうつくしははにまたことども  
む

阿米都之乃以都例乃可美乎以乃良波加有都久之波波爾麻多己等刀波  
牟

右一首埴生郡大伴部麻與佐

アメツシはアメツチの訛なり。略解に

之と知と通へる例なし。此末に阿米都之とあり。共に誤れるならんか

といへるはいみじき誤なり。ツクタシ(月立チ)トリハナシ(取放チ)ヘダシニ(ヘダチニ)  
イヅシ(イヅチ)タシ夜ハバカル(タチシ憚ル)アモシニ(母父ニ)タシデモトキニ(タチ  
出ム時ニ)ハルモシ(針モチ)などチをシと訛れるは東語にては常の事ならずや。否雅  
言にも例あるにあらずや。○ウツクシハハはウツクシキ母のキを省けるにてカハ  
しを

ユキ母といふ事なり。コトドフはモノ言フなり。三四の間に恙ナク歸リテといふこ  
とを補ひて聞くべし。古義に公役ノ限ニアラズシテと補譯せるは三年ノ任期ヲ經  
ズシテといへるにて誤解なり  
おほきみのみことにさればちちははをいはひ弊等おきてまゐるべき麻  
しを

於保伎美能美許等爾作例波波知知波波乎以波比弊等於枳豆麻爲豆枳麻  
之乎

右一首結城郡雀部廣島

ミコトニサレバは御言ニシアレバのシアをつづめてサといへるなり。○第四句を  
略解に

父母をいはひべの如く大切にして故郷に置いてといふ也  
と釋し古義に

イハヒベトシテ置テといはむが如し。この等の辭は家ト住ム、玉ト拾ハムなどい



ふ等にてトシテの意なり  
と釋せり。共に穩ならず。もとイハヒ物等オキテとありてイハヒモチオキテの意なりしを

東語にチをトと訛れるは卷十四(三〇八九頁)にコチタカリツモをコ等タカリツモといへる例あり。特にここは下に於の言あればそれに引かれてトとも云ふべし

轉寫の際に物の字消えて分かざりしかばさかしらに弊の字を書きしにはあらざるか。もしイハヒモチオキテならばそのイハヒは無事ナレカシト祈リテといふ事なり。○マキデ枳麻之乎の麻は諸本に余とあるに従ふべし。キニシヨは來ニシヨなり。上四〇五七頁にスメラミクサニワレハ來ニシヨとあるにひとし。古義に「乎はモノヲの意なり」といへるは非なり

おほきみのみことかしこみゆみのみにさねかわたらむながけこのよ  
を

於保伎美能美己等加之古美由美乃美仁佐尼加和多良牟奈賀氣己乃用

乎

右一首相馬郡大伴部子羊

二月十六日下總國防人部領使少目從七位下縣大養宿禰淨人

進歌數二十二首。但拙劣歌不取載之

ユミはイメの訛なり。サネはサ寢テにてサは添辭なり。古義に云へる如く女ト相寢シテの意なり。夢ノミニサ寢テとつづけるなり。略解に夢ノミニの下に見テを補ひて釋せるは非なり。○ワタラムを二註に年月ヲ經渡ラムの意とせるは甚しきひが言なり。ここのワタラムはコノ夜と指せる一夜の事なり。ナガケは長キを訛れるなり。されば第三句以下は夢ニノミ相寢テカ長キ此夜ヲ明サムと譯すべし  
大養は犬養の誤なり

獨惜龍田山櫻花歌一首

たつたやま見つつこえこしさくらばなちりかすぎなむわがかへると  
禰



多都多夜麻見都都古要許之佐久良波奈知利加須疑奈牟和我可敝流刀  
禰

下にも同じ作者の作れる

ふふめりしはなのはじめにこしわれやちりなむのちにみやこへゆかむ  
といふ歌あり○見ツツはサクラ花に屬しコエコシは龍田山に屬せるなり○禰は  
諸本に爾とあるに従ふべしトニは時ニなりその例は近くは卷十九(三八四五頁)に  
河ノセニキリタチワタレサヨフケヌトニとありさてここはカヘラヌトニと云ふ  
べきに似たり

獨見江水浮漂△糞怨恨貝玉不依作歌一首

ほり江よりあさしほみちによるこつみかひにありせばつとにせまし  
を

保理江欲利安佐之保美知爾與流許都美可比爾安里世婆都刀爾勢麻之  
乎

契沖の云へる如く糞の上に木をおとせるなり木糞は木屑にてやがてコツミなり  
貝玉は即眞珠なり○アサシホミチは朝潮の満つ事を一語の名詞としたるなり

在館門見江南美女作歌一首

見わたせばむかつをのへのはなにほひてりてたてるははしきたがつ  
ま

見和多世婆牟加都乎能倍乃波奈爾保比亘里氏多亘流婆波之伎多我都  
麻

右三首二月十七日兵部少輔大伴△△家持作之

館は略解に『防人の難波に逗留の間の館なるべし』といへる如し兵部省の出張所な  
り古義に『館門は離宮の南門なり』といへるは上なる陳私拙懷歌の註に

八歳春難波に行幸あらむとて七歳の春より御用意ありて卿大夫を難波に下さ  
れしに家持卿兵部少輔なりければ兵器儀仗の事等を掌るによりて下られしが  
あらかじめ行幸のありしほどの意になりてよまれけるなるべし



といへると首尾を合せたるにていみじき誤なり。さてその兵部省所屬の館はここに在館門見江南美女とあり又上にホリ江ヨリアサシホミチニヨルコツミとあるを見れば難波堀江の北岸にありしなり。○堀江江南の語例は後のものながら聖徳太子傳曆に自茨田堤直投堀江宿江南原とあり

ハナニホヒは上(四〇〇)四夏なる同じ作者の歌にモノノフノヲトコヲミナノ花ニホヒ見ニとあれど此は彼とはちがひて花ノニホフ如クといふべきを名詞にしてハナニホヒといへるなり。川を隔てて美女の立てるを打向ふ山に花のにはへるに譬へたるなり。○テリテはカガヤキテなり。結句はタガハシキ妻とあるべきなり。○大伴の下に宿禰をおとせり

爲防人情陳思作歌一首并短歌

大王の みことかしこみ つまわかれ かなしくはあれど 大夫△  
情ふりおこし とりよそひ 門出をすれば (たらちねの) ははかき  
なで泥 (若草の) つま波とりつき 平けく われはいははむ 好去

而 早還來と まそでもち なみだをのごひ むせびつつ 言語す  
れば (群鳥の) いでたちがてに とどこほり かへりみしつつ い  
やとほに 國をきはなれ いやたかに 山をこえすぎ (あしがちる)  
難波にきゐて ゆふしほに 船をうけすゑ あさなぎに へむけこ  
がむと さもらふと わがをるときに 春霞 しま米にたちて た  
づがねの 悲鳴ば はろばろに いへをおもひで おひそ箭の そ  
よとなるまで なげきつるかも

大王乃美己等可之古美都麻和可禮可奈之久波安禮特大夫情布里於許  
之等里與曾比門出乎須禮婆多良知禰乃波波可伎奈涅泥若草乃都麻波  
等里都吉平久和禮波伊波牟好去而早還來等麻蘇涅毛知奈美太乎能  
其比牟世比都都言語須禮婆群鳥乃伊涅多知加豆爾等騰己保里可弊里  
美之都々伊也等保爾國乎伎波奈例伊夜多可爾山乎故要須疑安之我知  
流難波爾伎爲豆由布之保爾船乎宇氣須惠安佐奈藝爾倍牟氣許我牟等



佐毛良布等和我乎流等伎爾春霞之麻米爾多知互多頭我禰乃悲鳴婆波  
呂波呂爾伊弊乎於毛比渥於比曾箭乃曾與等奈流麻渥奈氣吉都流香母

ツマワカレは妻ニ別ルル事ガとなり。上四〇二四頁にも例あり。〇大夫の下に乃の字のおちたるなり。語例は卷十七なる同じ作者の歌(三五四一頁)に大王ノマケノマニマニ大夫ノ情フリオコシとあり。トリヨソヒは俗語の支度シテなり。〇ハハカキナデ泥ツマ波トリツキの泥と波とは元曆校本に無し。宜しく削りて共に六言の句とすべし。又もしツマ波トリツキをさて置かむと思はばハハカキナデ泥はハハ波カキナデの誤とすべし。〇イハハムは祈ラムなり。好去而を二註にマサキクテとよみたれどカヘリコといふ前にまづ行く事を云ふべきなればサキクユキテとよむべし。卷五なる好去好來歌にも佐伎久伊麻志互ハヤカヘリマセとあり(三五三五頁参照)。〇マソデは兩袖なり。ヌグヒを能<sup>ノ</sup>其<sup>ヒ</sup>比<sup>ヒ</sup>といへるははやく語辭の轉せるなり。〇イデタチガテニは出デ立チ敢ヘズなり。トドコホリは躊躇するなり。〇イヤトホニ以下四句は卷二(一八〇頁)なる人麿の歌にイヤトホニ里ハサカリヌ、イヤ高ニ山モコエキヌとあるを取れるなり。〇ヘムケコガムトは舳ヲ行方ニ向ケテ漕ギ去ナム

トテとなり。サモラフトは天候ヲウカガフトテとなり。〇シマ米は契沖のいへる如くシマ未の誤にて島回なり。〇オヒソヤは負ヒタル征矢といふことを一語としたるなり。二註に「ソヤといふを受けてソヨとはいへり」と云へるはわろし。ソヤとソヨと相似たる音の重なるは偶然なり。語例は卷十二に

さよふけて妹を念出きたへの枕もそよに嘆きつるかも

又卷十三(二八三七頁)にコノ床ノヒシトナルマデ嘆キツルカモとあり。終三句はめでたし

反歌

うなばらに霞たなびきたづがねのかなしきよひはくにべしおもほゆ  
宇奈波良爾霞多奈妣伎多頭我禰乃可奈之伎與比波久爾弊之於毛保由  
クニベは國方なり  
いへおもふといをねずをればたづがなくあしべもみえずはるのかす  
みに



伊弊於毛負等伊乎禰受乎禮婆多頭我奈久安之弊毛美要受波流乃可須美爾

右十九日兵部少輔大伴宿禰家持作之

二註にアシベモのモを重く見て「まして國の方は見ゆべくもなきを歎くなり」といへるは非なり。ただ鶴の聲は聞えてその啼くあたりの見えざる春夜の趣をうたへるのみ

○

からごろもすそにとりつきなくこらをおきてぞきぬやおもなしにし

可良己呂茂須曾爾等里都伎柰苦古良乎意伎豆曾伎怒也意母奈之爾志

豆

右一首國造少縣郡他田舍人大島

オキテゾ來ヌルといふべきをオキテゾ來ヌといへるはたがへり。助辭のヤの有無

はゾの結にかかはらず○オモは母なり。その母は契沖のいへる如く作者の母にあらずして子らの母なり。さてオモナシニシテはオキテゾキヌヤにかかれるにあらず。ナク子ラにかかれるなり。所詮、母ナキ子ラノ我ヲ慕フヲ殘シテ立チ來ヌといへるなり

ここに國造とあり次に主帳とあるは上なる遠江及上總の處と参照するに國造丁、主帳丁の丁を省きたるならむ。下にも主帳荏原郡物部歲徳とあり。少縣は諸本に小縣とあり

め (ちはやぶる)かみのみさかにぬさまつりいはふいのちはおもちちがた

米 知波夜布留賀美乃美佐賀爾怒佐麻都里伊波負伊能知波意毛知知我多

右一首主張埴科郡神人部子忍男

カミノミサカは又信濃の御坂といひて信濃より美濃に出づる路なり。カミノとい



へるはかしこくさがしき坂なればなり。木曾路とは同じからず。これより南方にありて早く開けし路なり。記傳卷二十八(一六七二頁)にくはしく云へり。就いて見べし。○イハフは祈ルなり。オモチチは母父なり。卷十一(二二六五頁)にイハフ命モ妹ガ爲コソ又卷十二(二七二七頁)にアガフ命ハ妹ガ爲コソとあり。○主張は主帳の誤なり。おほきみのみことかしこみあをぐむのたなびくやまをこ江てきぬかむ

意保伎美能美己等可之古美阿乎久牟乃多奈妣久夜麻乎古江互伎怒加牟

右一首少長谷部笠磨

二月二十二日信濃國防人部領使上道得病不來進歌十二首但拙劣歌者不取載之

アラグムはアラグモの訛なり。青雲は白雲なり。青天にあらず。多奈ビクは異本に等能ビクとあり。トノビクはタナビクの訛なり。なほタナグモリを又トノグモリとい

ふが如し。○江は諸本に与とあり。コヨテはコエテの訛なり。キヌカムは來ヌカモなり。來ヌルカモといふべきをかく云へるは例の如く古格に従へるなり。○怒は怒の誤なり

上道得病不來の六字は註文と認むべし。元曆校本には小書せり。なにはぢをゆきてくまでとわぎもこがつけしひもがをたえにけるかも

奈爾波治乎由伎互久麻互等和藝毛古賀都氣之非毛我乎多延爾氣流可母

右一首助丁上毛野牛甘

筑紫は難波を経て行く道なればナニハ路といへるか。いぶかし。或はナニハチは難波津を訛れるか。ヲはヨリなり。經テなり。○クルマデをクマデといへるは古格に依れるなり

わがいもこがしぬびにせよとつけしひもいとになるともわはとかじ



とよ

和我伊母古我志濃比爾西餘等都氣志比毛伊刀爾奈流等母和波等可自  
等余

右一首朝倉益人

京語にてはワガイモコをつづめてワギモコといふを如法（ワ）にワガイモコと云へる  
は鄙人のものいひなり。シヌビはやがてカタミなり。○第四句は紐ガ瘦セテ絲ニナ  
ルトモとなり。語例は卷十一（二三五五頁）にアヤムシロ緒ニナルマデニ君ヲシ待タ  
ムとあり。○トヨのヨは俗語のサに當れり。こは我ハ解カジトサ思フと補譯すべ  
く古今集なる

やよやまで山ほととぎすことづてむわれ世の中にすみわびぬとよ

はスミワビヌトサ言傳テムと第三句にかけて譯すべし。此辭は大鏡道隆傳に

この帥殿（○隆家）は花山院とあらがひごと申させ結へりしはとよ

おなじく昔物語に

それに女房の御心のおほけなさはさばかりの事をすだれおろして渡り給ひに

しはとよ

など又十訓抄可施入惠事の四十八に源氏物語にあるかとよとありて平安朝中期

以後の文には多く見えたり

わがいはろにゆかもひとものがくさまくらたびはくるしとつげやらま

くも

和我伊波呂爾由加毛比等母我久佐麻久良多妣波久流之等都氣夜良麻

久母

右一首大伴部節磨

イハロは家をイハと訛りそれに口を添へたるなり。家をイハロといひなれたるが  
故に六言となるをも嫌はずワガイハロニといへるなり。○ツゲヤラマクモは告ゲ  
遣ラムニとなり。上（四〇六五頁）にミヅラノナカニアヘマカマクモとあると同例な  
り



(ひなぐもり)うすひのさかをこえしだにいもがこひしくわすらえぬかも

比奈久母理宇須比乃佐可乎古延志太爾伊毛賀古比之久和須良延奴可母

右一首池田部子磐前

二月二十三日下野國防人部領使大目正六位下上毛野君駿河進歌數十二首但拙劣歌者不取載之

第三句は僅ニ碓日ノ坂ヲ越エシニダニとなり

上なる子羊子忍男并にここの子磐前は父子同名なりしによりて子には子を添へて稱せしならむ

下野國は諸本及目錄に上野國とあり之に従ふべし下野國の分ははやく出でたり  
○正六位下の六は八の誤にあらざるか

陳防人悲別之情歌一首并短歌

大王の まけのまにまに 島守に わがたちくれれば (ははそばの)  
ははのみことは みものすそ つみあげかきなで (ちちのみの) ち  
ちのみことは (たくづぬの) しらひげのうへゆ なみだたり なげ  
きのたばく (かこじもの) ただひとりして あさとでの かなしき  
吾子 (あらたまの) としのをながく あひみずば こひしくあるべ  
し 今日だにも ことどひせむと をしみつつ かなしびいませ  
(若草の) つまもこどもも をちこちに さはにかくみる (春鳥の)  
こゑのさまよひ しろたへの そでなきぬらし たづさはり わか  
れがてにと ひきとどめ したひしものを 天皇の みことかしこ  
み (たまほこの) みちに出立 をか之さき いたむるごとに よろ  
づたび かへり見しつつ はろばろに わかれしくれば おもふそ  
ら やすくもあらず こふるそら くるしきものを (うつせみの)  
よのひとなれば (たまきはる) いのちもしらず 海原の かしこき



みちを しまづたひ いこぎわたりて ありめぐり わがくるまで  
 に たひらけく おやはいまさね つつみなく つまはまたせと  
 すみのえの あがすめがみに ぬさまつり いのりま<sup>宇</sup>して なに  
 はづに 船をうけすゑ やそかぬき かこととのへて あさびらき  
 わはこぎでぬと いへにつげこそ

大王乃麻氣乃麻爾麻爾島守爾我我多知久禮婆波波蘇婆能波波能美許  
 等波美母乃須蘇都美安氣可伎奈渥知知能未乃知知能美許等波多久頭  
 怒能之良比氣乃宇倍由奈美太多利奈氣伎乃多婆久可胡自母乃多太比  
 等里之氏安佐刀渥乃可奈之伎吾子安良多麻乃等之能乎奈我久安比美  
 受波古非之久安流倍之今日太仁母許等騰比勢武等乎之美都都可奈之  
 備伊麻世若草之都麻母古騰母毛乎知己知爾左波爾可久美爲春鳥乃己  
 惠乃佐麻欲比之路多倍乃蘇渥奈伎奴良之多豆佐波里和可禮加豆爾等  
 比伎等騰米之多比之毛能乎天皇乃美許等可之古美多麻保己乃美知爾

出立乎可之佐伎伊多牟流其等爾與呂頭多比可弊里見之都追波呂波呂  
 爾和可禮之久禮婆於毛布蘇良夜須久母安良受古布流蘇良久流之伎毛  
 乃乎宇都世美乃與能比等奈禮婆多麻伎波流伊能知母之良受海原乃可  
 之古伎美知乎之麻豆多比伊己藝和多利豆安里米具利和我久流麻泥爾  
 多比良氣久於夜波伊麻佐禰都都美奈久都麻波麻多世等須美乃延能安  
 我須賣可未爾奴佐麻都利伊能里麻宇之豆奈爾波都爾船乎宇氣須惠夜  
 蘇加奴伎可古登登能倍豆安佐婢良伎和波己藝渥奴等伊弊爾都氣己曾  
 島守を舊訓以下皆サキモリとよめり。按ずるにもしサキモリとよむべくは埼守前  
 守などこそ書くべけれ。卷四七〇四頁なるワガ戀ニアニマサラジカオキツ島守又  
 卷七(一三五二頁)なるコトシユク新島守ガ麻ゴロモと共に皆シマモリとよむべし。  
 さてそのシマモリはサキモリの別稱とすべし。○ミミノスツミアゲカキナデを  
 二註に

母の御裳の裾をつまみあげて子の頭あるは衣裳を搔撫つくろふさまなり



といへるは非なり。母が其裳を摘上げ又搔撫づるなり。上に同じ作者の歌に「トリヨ  
ツヒ門出ヲスレバ、タラチネノ母ハカキナデ、若草ノ妻ハトリツキとあるとは自他  
相齊しからず。○ウヘユは上ニなり。タリは垂シなり。いにしへは自他共にタリとい  
ひしなり。ノタバクはノタマハクなり。タマフを古語にはタブといひしなり。卷二七  
頁七参照。○タダヒトリシテは唯獨ニテなり。アサトデは朝に門出するなり。但アサト  
デスルといはではタダヒトリシテの収まる處なし。○コトドヒセムトは飽クバカ  
リ物言ヒカハサムトテとなり。ヲシミツツは別ヲ惜ミツツなり。イマセはイマセバ  
なり。○カクミキは我ヲ圍ミ居となり。サハニは無論子どものみを指していへるな  
り。○春鳥は二註の如くハルトリとよむべし。舊訓にはウグヒスとよめり。さてコエ  
ノまでを枕辭とすべし。サマヨフはサケブのうらにて聲高からず啼くをいふ。はや  
く卷二(二七六頁)に春鳥ノサマヨヒヌレバとあり。○タツサハリは我手ヲ握リテと  
なり。ツカレガテニトは別レ敢ヘズなり。敢ヘズをガテニトといふは知ラズをシラ  
ニトといふと同例なり。○天皇は古義に従ひて大皇の誤としてオホキミとよむべ  
し。○ヲカ之サキの之は卷中の例を見るに乃とあるべし。現に乃と書ける本あり。但

下にウエ木之樹間ヲ、年之始ノなど取外したる例もあり。○ヲカノサキのサキは鼻  
なり。イタムルのイは添辭、タムルは契沖雅澄のいへる如く廻ルなり。略解に「タムル  
は丘の撓みたる所をいふ」といへるはいみじき誤なり。○オモフツラ、コフルツラの  
ソラは氣分といふばかりの意なり。さてクルシキモノヲは苦シカリケリ、サテと改  
めて心得べし。調の爲に枉げて下へつづけたるなり。○イノチモシラズはイツ死ナ  
ム壽命トモ知ラヌガと俗語ならばいふべき處なり。○イコギのイは添辭なり。アリ  
メグリは上四〇二一頁なる同じ作者の歌にアリメグリ事シヲハラバ、ツツマハズ  
カヘリキマセトとあり。行キ廻リツツとなり。クルマデニは還リ來ルマデなり。イマ  
サネはイマセ、マタセは待タシヤレなり。○スミノエノ神が海路を守る神なる事、人  
の知れる如し。アガといへるは親しみて云へるなり。スメガミはもと皇統の神なる  
を轉じてただに神の尊稱としたるなり。はやく卷十三にも山科ノイハ田ノモリノ、  
スメ神ニヌサトリムケテといひ卷十七なる家持の二上山賦にもスメガミノスソ  
ミノ山ノ云々といへり。○マヲシテをマウシテと訛れる例は上にも見えたり。但こ  
こは諸本に乎とあれば宇とあるは誤寫にてもあるべし。○ヤソカはアマタノ楫ト



トノヘテは呼び集むる事、アサビラキは朝に船出する事にて皆上に例あり。アサビラキは名詞にあらず。アサビラキシテといふ意なり。○イヘニは家人ニなり。終の句どもは上四〇五二頁なる防人の歌に

なにはづにみふねおろすゑやそかぬきいまはこぎぬといもにつげこそ  
とあるに似たり。○我我は諸本に和我とあり

反歌

いへびとのいはへにかあらむたひらけくふなではしぬとおやにま宇  
さね

伊弊妣等乃伊波倍爾可安良牟多比良氣久布奈渥波之奴等於夜爾麻宇  
佐禰

イハヘニカはイハヘバニカにて祈レバニヤなり。ここの宇も諸本に乎とあり  
みそらゆくくももつかひとひとはいへどいへづとやらむたづきし  
らずも

美蘇良由久々母母都可比等比等波伊倍等伊弊頭刀夜良武多豆伎之良  
受母

アマトブヤ雁ヲツカヒニエテシガモ(卷十五)といふ歌あればミソラユク雲ヲツカ  
ヒニなどいふ歌もありけむかし。第四句は家裏ヲ托ケ遣ラムと心得べし。タヅキは  
スベなり

いへづとにかひぞひりへるはまなみはいやくしくしくにたかくよすれ  
ど

伊弊都刀爾可比曾比里弊流波麻奈美波伊也之久之久二多可久與須禮  
騰

第二句は貝ヲゾヒリフとあらでは結句と相かなはず。もし援けて云はばタカクヨ  
スレドは高ク寄セシカドの意なりと云ふべし

しまかげにわがふねはててつけやらむつかひをなみやこひつつゆか  
む



之麻可氣爾和我布禰波豆氏都氣也良牟都可比乎奈美也古非都都由加牟

二月二十三日兵部少輔大伴宿禰家持

第二句にて切りてツケヤラムは使につづけて心得べし。ツケは托なり。上四〇五四頁にもアガコヒロシルシテツケテイモニシラセムとあり。○結句は更ニコヒツツ行カムカとなり。第四句のヤは結句の下に引下して釋くべし。

○

まくらだちこしにとりはきまがなしきせろがまきこむつくのしらな  
く  
麻久良多知己志爾等里波伎麻可奈之伎西呂我馬伎已無都久乃之良奈  
久

右一首上丁那珂郡檜前舍人石前之妻大伴眞足母

マクラダチを眞淵は眞黒太刀の訛として衣服令に見えたる烏裝横刀の事とした

れど兵衛ならぬ防人が朝服ならぬ平服に黒漆刀を帯びむこといかがあらむ。宣長は

こは枕刀なるべし。常に床の邊におく意也

といへり。案するにいにしへ太刀を置く處は床の邊と定まりたりけむ。古事記なる倭建命の御歌にも

をとめのとこのへにわがおきしつるぎのたちそのたちはや

とあり。さて何故に床の邊に置きしかといふに床は集中にもイハヒベスエツアガ床ノヘニなどありて家の中にて最神聖なる處とせしならむ。トコの一をユカといふも齋處の意なるべし。○マガナシキはカハユキなり。セロは夫、マキはマカリの約なり。ツクは月の訛なり

眞足母は諸本及目錄に眞足女とあり。古義の如くマタリメとよむべし。天、鈿女、天、探女を始として女の名にメを添へたる例多し。否奈良時代の戸籍を見るに當時の平民の婦女は必何々賣といひしなり。下にもトジメ、クロメ、オトメ、アタメなど見たり。卷四(七七頁)にも豊前國娘子大宅女とあり



おほきみのみことかしこみうつくしけまこがてはなれしまづたひゆ

於保伎美乃美己等可之古美宇都久之氣麻古我豆波奈禮之末豆多比由久

右一首助丁秩父郡大伴部少歲

ウツクシケはウツクシキの訛にてカハユキといふことなり○マコを契沖以下眞子とせり。就中契沖は卷十九にムカシヨリカタリツギツル、ウグヒスノウツシ眞子カモとあるによりて子の事とし、二註には妻の事とせり。案ずるにマコは妻子の訛なるべし。家をイハと訛れるを思へばメコをマコとも訛るべし

少歳の少は諸本に小とあり。但古書には國漢共に少と小とを通用せり

しらたまをてにとりもしてみるのすもいへなるいもをまたみても母也

志良多麻乎豆爾刀里母之豆美流乃須母伊弊奈流伊母乎麻多美豆毛母

也

右一首主張荏原郡物部歲徳

モシテはモチテ、ノスモはナスモの訛なり。母也は契沖の説に従ひて也母の顛倒とすべし。ミテモヤモは見テムヤモの訛にて見テムカ、イカガアラムといへるなり。モは無意義の助辭なり。ヤハの意のヤモにあらず

主張は諸本に主帳とあり。なほ其下に丁の字あるべきが如くなれど上(四〇九五頁)にも主帳とのみ書ける例あり

(くさまくら)たびゆくせながまるねせばいはなるわれはひもとかずねむ

久佐麻久良多比由久世奈我麻流禰世婆伊波奈流和禮波比毛等加受禰牟

右一首妻椋椅部刀自賣

マルネはマロ寐、イハは家の訛なり



あかごまをやまぬには賀しとりかにてたまのよこやまかしゆかやらむ

阿加胡麻乎夜麻努爾波賀志刀里加爾豆多麻乃余許夜麻加志由加也良牟

右一首豊島郡上丁椋椅部荒虫之妻宇遲部黒女

ハカシは前註にハナチの訛としたれど賀は奈の誤字ならむ。宣長の云へる如く野山に放飼にしたるなり。○トリカニテはトリカネテの訛にて捕ヘカネテなり。カシは徒の訛なり。夫の多摩の横山を越えて行かむとするに馬に乗せて遣るを得ざるを憾みたるなり。略解に「此歌は荒虫の妻が實に馬をとりにかしてかくよめるならん」といへるはいみじき誤なり。○タマノヨコ山は犬雞隨筆に

猿渡盛章説に玉河の南によこほりふせる山は甲斐國の横山といふ地より多摩郡まで遙につづける山なればそれなん多摩の横山なるべきといへり

といへり。但甲斐國の横山とあるは「甲斐國との界に近き横山」の誤ならむ。盛章は當

國府中の人なり。新編武藏風土記稿にも

横山とは小佛巖より亘り由木、關戸並に橘樹郡の界まで東の方へ連り出たる山なり

といへり。畢竟多摩川の南岸に連亘せる丘陵の總稱にて當時の國府即今の府中より相模國に出づるには必越えざるべからざる山なり。今の八王子市の舊名を横山宿といひき。又八王子市の西南にありてこたび多摩陵を設けられし處を横山村といふ。此等は山の名が一地方の名となりて残れるなり。但横山村は明治年間の命名なり

わがかどのかたやまつばきまことなれわがてふれななつちにおちもかも

和我可度乃可多夜麻都婆伎麻己等奈禮和我豆布禮奈奈都知爾於知母可毛

右一首荏原郡上丁物部廣足



初二是我門ノ片山ノ椿といふべきを下なるノを省きたる爲にききまどはるるなり。門前に片山ありて其片山に椿の生ひたるなり。カタ山は端ナル山なり。さて海石榴は女をよそへたるなり。ナレは汝なり。○奈奈は東語の辭なり。宣長は「奈々はただ不といふ意の東語也」といひ雅澄は「東歌に奈奈といへるは皆不と云に同じ」といへり。卷十四に

にひた山ねにはつか奈那わによそりはしなる兒らしあやにかなしも(三〇二頁)

しらとほ布をにひた山のもる山のうらがれせ那奈とこはにもがも(三〇四六頁)  
よひなはこ奈爾あけぬしだくる(三〇六九頁)

なやましけ人妻かもよこぐ舟のわすれはせ奈那いやもひます爾(三一五七頁)  
下にも

わがせなをつくしへやりてうつくしみおびはとか奈奈あやにかもねも

とあり。此等の例を見渡すに雅言のセズシテ、俗語のセズニに當るが如し。○四五を雅澄は

此は契りて未娶らざる女をいへるにて契をばかはせるものから遠く別れ居て未わが手觸ぬ間に汝實におちぶれなむか、さても心がかりや、と別に臨みてうしろめたく憐みたるなるべし

といへり。案するに花は手を觸るれば散るものなるを花をいたはる事を手ヲ觸ルといふべけむや。但雅澄が契りていまだ娶らざる女をいへりといへるはさる事に第三句以下の意は

マコトニ汝我ナラヌ人ノ手ニ觸レテ地ニ落テムヤハ、オチハセジ

といへるなり。オチモカモは落テムヤハなり。○卷十七(三五五二頁)なる

うぐひすのきなくやまぶきうたがたもきみが手ふれず花ちらめやも

と相似たる所あり

いはろにはあしぶたけどもすみよけをつくしにいたりてこふしけも  
はも

伊波呂爾波安之布多氣騰母須美與氣乎都久之爾伊多里氏古布志氣毛



波母

右一首橘樹郡上丁物部眞根

イハは家、ロは助辭なり。上四〇九九頁にもワガ家ニをワガイハロニといへり。○アシブは蘆火、スミヨケヲは住好キヲ、コフシケモハモは戀シク思ハムの訛なり。

(くさまくら)たびのまるねのひもたえばあがてとつけるこれのはるもし

久佐麻久良多妣乃麻流禰乃比毛多要婆安我豆等都氣呂許禮乃波流母志

右一首妻椋椅部弟女

マルネはマロネ、ハルモシは針持を訛れるなり。○ヒモタエバは附紐ガキレナバとなり。○アガテトは己ガ手トにて眞根自身ノ手ニテとなり。契沖が「アガは妻の我なり」といひ二註に「吾手ト思ヒテツケヨといふ也」といへるは誤なり。○ロは雅言のヨにて今も東語に残れるロなり。例は卷十四(三〇七三頁)にアドセロトカモアヤニカ

ナシキ又(三一二頁)アゼセロトカココロニノリテココバカナシケとあり

わがゆきのいきづくしかばあしがらのみねはほくもをみととしぬばね

和我由伎乃伊伎都久之可婆安之我良乃美禰波保久毛乎美等登志怒波禰

右一首都筑郡上丁服部於田

ワガユキは我旅行なり。イキヅクシカバはイキヅカシカラバにてナゲカハシカラバと云はむに同じ。カラバを東語にカバといひし例は卷十四にカクダニモ國ノトホカバナガ目ホリセム(二九九七頁)ネモコロニオクヲナカネソマサカシヨカバ(三〇二三頁)などあり。○ハホはハフ、ミトトは見ツツの訛なり。我行役ノナゲカハシカラバ足柄ノ峯ニハフ雲ヲ見ツツ我ヲ思ヘヨといへるにて上四〇五四頁にもツクバネヲフリサケ見ツツ妹ハシヌバナなど似たる歌あり

略解に



於田の田は由の誤か。老といへる名此ころ多し  
といへり。元暦校本に田の傍に由と書けり

わがせなをつくしへやりてうつくしみおびはとかなな阿也爾かもね  
も

和我世奈乎都久之倍夜里亘宇都久之美於妣波等可奈奈阿也爾加母禰  
毛

右一首妻服部皆女

下にも

わがせなをつくしはやりてうつくしみえびはとかなな阿也爾かもねも

とあり○ウツクシミはイトホシサニなり。トカナナは解カズニなり○阿也爾は阿  
世爾の誤かとも思へど下にも阿夜爾とあり。そのアヤニはいかに心得べきか。アヤ  
ニカシコシなどのアヤニは怪シク異ニといふことなれどここなるは然心得ては  
聞えず。サナガラニなどいふことを東語にアヤニといひしにあらざるか○上にも

くさまくらたびゆくせながまるねせばいはなるわれはひもとかずねむ

とあり○皆女を契沖始めて和名抄の郷名に備中國英賀郡皆部(英多參河國碧海郡  
皆見とあるに據りてアタメとよみき

あしがらのみさかにたしてそでふらばいはなるいもはさやにみもか  
も

安之我良乃美佐可爾多志亘蘇渥布良波伊波奈流伊毛波佐夜爾美毛可  
母

右一首埼玉部上丁藤原部等母鷹

タシテは立チテ、イハは家、ミモは見ム、の訛なり

いろふかくせながころもはそめましをみさかたばらばまさやかにみ  
む

伊呂夫可久世奈我許呂母波曾米麻之乎美佐可多婆良婆麻佐夜可爾美  
無



右一首妻物部刀自賣

二月二十△日武藏國部領防人使掾正六位上安曇宿禰三國進

歌數二十首但拙劣歌者不取載之

ミサカタバラバの例は此卷の上(四〇五九頁)なる長歌にアシガラノミサカタマハリとあり。タマフの古語はタブなればタマハルの古語はタバルなり。ここにタバラバとあるを見ても宜長等がミサカタマハリを御坂ヲ廻リの意とせる説の誤れるを知るべし。さてミサカタバラバはサテ許サレテ足柄ノ御坂ヲ越ユナラバと心得べし。〇右二首は臨別の贈答なり。等母麻呂が足柄の御坂にてよみし歌を故郷なる妻の聞きて和せしにあらす

代匠記に

二十の下に字落たり。其故は上に二十三日の歌あり。それより前皆次第あれば二十四日已後なるべし

といへり

さきもりにゆくはたがせととふひとをみるがともしさものもひもせず

佐伎母利爾由久波多我世登刀布比登乎美流我登毛之佐毛乃母比毛世受

結句は第三句のトフにかかれり。トモシサはウラヤマシサなり。見物中の一婦人が防人に行くは誰ぞと傍人に問ふを聞きて防人の妻が妬み羨みてよめるなり。めでたき歌なり

あめつしのかみにぬさおきいはひつついませわがせなあれをしもはば

阿米都之乃可未爾奴佐於伎伊波比都々伊麻世和我世奈阿禮乎之毛波婆

アメツシは天地の訛なり。ヌサオキは幣を物に置きて奉るなり。イハヒツツは祈リツツ、イマセは行キマセなり。結句は吾ヲイツクシト思ハバとなり。〇これも防人の



妻の歌なり

いはのいもろわをし乃ぶらしまゆすひにゆすひしひものとからくもへば

伊波乃伊毛呂和乎之乃布良之麻由須比爾由須比之比毛乃登久良久毛倍婆

イハは家の訛、イモロの口は助辭なり。○シヌブをシノブと訛りしは東語のみならで當時はやく雅言にも訛りしなり。たとへば卷十七(三五二二頁)に

よろづ代とところはとけてわがせこがつみし手みつつし乃びかねつも

又佛足石歌に

ますらをのすすみさきだちふめるあとをみつつし乃ばむただにあふまでに

とあり。○麻由須比爾由須比之を契沖は

由と牟と同韻にて通すれば眞結なり。ユスビシも結ビシなり

といひ二註にも「ユスビはムスビなり」と云へり。ムをユと訛れる例ありやおぼつか

なし。ユスヒと清みてヨソヒの訛とすべきにあらざるか。○例の人ニ戀ヒラルレバ紐オノヅカラ解クといふ俗信に依りてよめるなり

わがせなをつくしはやりてうつくしみえびはとかななあやにかもねむ

和我世柰乎都久志波夜利亘宇都久之美叡比波登加柰柰阿夜爾可毛禰牟

はやく上に出でたり。ツクシハはツクシヘ、エビは帯の訛なり

うまやなるなはたつこまのおくる我弁いもがいひしをおきてかなしも

宇麻夜柰流奈波多都古麻乃於久流我弁伊毛我伊比之乎於伎亘可柰之毛

初二は駒ノ起クル(オキアガル)を送ルにいひかけたる序にや。オキテは後ニ殘シ置キテなり。○二註にオクルガへを卷十四なる



かみつけぬ佐野のふなばしとりはなしおやはさくれどわはさかる賀倍(三〇三二頁)

わが目づまひとはさくれどあさがほの等思佐倍己其登わはさかる我倍(三一〇九頁)

のサカルカへと同格としたり。案ずるにサカルカへは離ルカハの訛なれば、もしこれと同格とせばオクルカへはオクルルカへといひ又その下にトを添へざるべからず。さてオクルルカへは例の如く終止格を用ひてオクルカへともいふべけれどトは之を略すれば妹ガイヒシにつづかざるが故に決して略すべからず。然もトを寫し落したるなりとも見るべからず。よりにオクル我弁はおなじく卷十四なる

こまにしき紐ときさけてぬる我倍爾あどせろとかもあやにかなしき(三〇七三頁)

あかみ山くさねかりそけあはす賀倍あ良そふいもしあやにかなしも(三〇八六頁)

のヌルガへニ、アハスガへと同格にて送ルガ上ニといふ事ならむ。又イヒシヲは恙ナク往キテ還リマセナドカニカクニ云ヒシヲといふ事ならむ  
あらしをのい乎<sup>ル</sup>さたばさみむかひたちかなるましづみいでて登<sup>フ</sup>あがくる

阿良之乎乃伊乎佐太波佐美牟可比多知可柰流麻之都美伊渥豆登阿我久流

アラシヲは壯士なり。上四〇五九頁にも例あり。○伊乎佐のサは箭なり。略解に伊乎を伊本の誤として五百の義とせり。さて五百矢は數多くしてタバサミとあるにかなはねば、あやにいへると心得べし。とことわれり。案ずるにたとひ辭の文なりとも五百矢タバサミと云ふべきにあらず。されば古義には

伊は例のそへことばにて小箭<sup>ツ</sup>タバサミなるべし

といへれど小<sup>ツ</sup>といふ添辭に更に伊といふ添辭を加へたる例を知らず。又名詞にイを添へたる例を知らず。乎は留などの誤にていにしへ手して投ぐるをナグル矢<sup>ツ</sup>と



いひしに對して弓につがへて射るをイル矢といひしにあらざるか。ナグルサは卷十三(二九三頁)に見えたり

因にいふ。後の歌にアヅサ弓イルサノ山とよめるイルサはやがてイル矢にあらざるか。即アヅサ弓はイルのみにかからでイルサまでかかれるにあらざるか

○さて其下を太波佐美と書けるにつきて古義に

手挾はタバサミとタを清みハを濁りて唱ふべきを上よりつづく便によりて下の濁音を上にうつす古言の一格にて十九にヨクダチニといふべきを夜具多知爾とよみ馬タギ行テといふべきを馬太伎由吉豆とよめるなど是なり

といへり。案ずるに太は常にはタの濁音に用ふれど又ノキノシ太クサ(二三一頁)サステケノ(三三〇七頁)ミネ太カミ(三六〇九頁)ヒ太德里(三七六八頁)アシ太ニハ(三八九三頁)アキ太ラヌカモ(三九九一頁)など清音に用ひたる例もあり。又バに清音の波を借るは常の事にて今歌などを書くに假字に濁をささぬと相齊し。さればこはタバサミとよみて可なり。○ムカヒタチを眞淵は的に向ひ立つなりといひ宜長雅澄は猪鹿に向ひ立つなりといへり。前者に従ふべし。さて上三句はカナルにか

かれる序なり。卷十四(二九七六頁)にも

あしがらのをてもこのもにさすわなのかなるましづみ許呂安禮ひもとくとあり。カナルはをめく事なり。矢を放つ時所謂矢聲を擧ぐればムカヒタチカナルとつづけたるなり。さて此序は又卷一に

ますらをがさつ矢たばさみむかひたちいるまと方はみるにさやけし

とあるに似たり。○カナルマが騒といふ事、シヅミがシヅマリの約なるべき事は卷十四(二九七七頁)にいへる如し。○結句の登はドと濁り訓みてヅの訛とすべし。四〇七四頁参照。イデテは家ヲ出デテなり

も ささがはのさやぐしもよにななへかるところもにませるところがはだは

毛 佐佐賀波乃佐也久志毛用爾奈奈弁加流去呂毛爾麻世流古侶賀波太波

ササガハノサヤグは笹の葉が風に騒ぐなり。霜に騒ぐにあらず。後の歌に霜サヤグ



とよめるは此歌又古今集なる

さかしらに夏は人まねささの葉のさやぐ霜夜をわがひとりぬる

をあしく心得たるなり○ナナヘカルは七重著ルの訛かとも思へど此巻にも卷十  
四にもイ列をア列に訛れる例無ければケルの訛とすべし。ケルは著タルなり。古義  
に著ケルなりといへるは非なり。ナナヘはただアマタといふ事なり○マセルを古  
義に

マサレルなり。サレの切セとなれり

といへるはいみじき誤なり。マセルはマスのはたらけるにてマシタルにおなじ」と  
はいふべし。さて又古義に

マサルと云とは異なり。マサルを通はしてマセルと云るにあらず

といへれど今は妹と相寝たるにあらざればマサル又はマサラムとはいふべくマ  
セル(マシタル)とはいふべからず。さればコロモニマセルは衣ニマサルの訛とすべ  
し○ハモは人又は物をおもひやる意の辭なり。されば此歌は防人に出で立ちての  
後によめるなり。上に

たびごろもやつ著かさねていぬれどもなほはださむしいも爾しあらねば  
とあると相似たり

さへ奈へぬみことにあればかなしいもがたまくらはなれあやにかな  
しも

佐弁奈弁奴美許登爾阿禮婆可奈之伊毛我多麻久良波奈禮阿夜爾可奈  
之毛

右八首昔年防人歌矣、主典刑部、少錄正七位上磐余、伊美吉諸君  
抄寫贈兵部少輔大伴宿禰家持

奈はおそらくは安などの誤ならむ。サヘアヘヌは障へ敢ヘヌにてコトワリカネル  
なり

主典とあるを古義に

此に主典と云るは其國、目といへるなるべし。目を主典とかけるは守介掾を長官  
次官判官とあるに同例なり



といへれど佐官とあらばこそ長官次官判官とあると同例とすべけれ、今は主典とあれば和名抄に佐官、勘解由カキユ、曰主典とあるに依りて勘解由使の佐官とすべし。その勘解由主典が刑部省ケイブツノの佐官即少録を兼ねたるなり。勘解由使の職員は諸國廳の職員と接觸する機會多ければ防人の歌を聞く便宜あるべきなり。

三月三日檢校防人 勅使并兵部使人等同集飲宴作哥三首

あさなさなあがるひばりになりてしがみやこにゆきてはやかへりこむ

阿佐奈佐奈安我流比婆理爾奈里豆之可美也古爾由伎豆波夜加弊里許牟

右一首勅使紫微大弼安倍沙美鷹朝臣

滞留の長きにわびてよめるなり。ハヤはスグニなり

紫微中臺は皇后宮職にて大弼はその次官なり。兵部使人は兵部省の出張員なり。家持は即兵部使人のうちなり

ひばりあがるはるべとさ夜ヤになりぬればみやこもみえずかすみたな

びく

比婆里安我流波流弊等佐夜爾奈理奴禮波美夜古母美要受可須美多奈妣久

略解に佐夜爾は佐倍爾の誤なるべしといへり。夜は良の誤ならむ

ふふめりしはなのはじめにこしわれやちりなむのちにみやこへゆかむ

布敷賣里之波奈乃波自米爾許之和禮夜知里奈牟能知爾美夜古敝由可無

右二首兵部少輔大伴宿禰家持

初二は花ノフメリシ始ニといふべきを顛倒したるなり。二月十七日に奈良より來し途にてよみし

たつた山見つつこえこしさくらばなちりかすぎなむわがかへるとに



といへる歌と對照すべし

諸本に兵部使少輔とあり。それも斥け難し。兵部使兵部少輔の略と見べきが故なり

昔年相替防人歌一首

(やみのよの)ゆくさきしらずゆくわれをいつきまさむととひしこらはも

夜未乃欲能由久佐伎之良受由久和禮乎伊都伎麻左牟等登比之古良波母

初句は闇夜ノ如クとなり。イツキマサムトはイツ歸リ來マサムトなり。○太宰府に著せむ後はいづくに遣られむとも知られねばユクサキシラズといへるなり。古義に「此は妻子に別れてかなしさに心もかきくれまどひ行くよりいへるなるべし」といへるは非なり。○卷十七に

大海のおくかもしらずゆくわれをいつきまさむととひし兒らはもとあると殆相同じ

先太上天皇御製霍公鳥歌一首

ほととぎすなほもなかなむもとつひとかけつつもとなあをねしなくも

富等登藝須奈保毛奈賀那牟母等都比等可氣都都母等奈安乎禰之奈久母

結句の語例は卷十四にアヲネシナクナ(二九七八頁)アヲネシナクヨ(三〇六七頁)アヲネシナクル(三〇七九頁)とあり。吾ヲ音ニ泣カスルヨといふ意なり。○ナホモナカナムは默シテ啼ケとなり。二三の間に汝ガ聲ヲアゲテ啼イテといふことを加へて聞くべし。○モトツ人は故人なり。契沖は御母元明天皇の御事とせり。さらずともあるべし。カケツツはモトツ人ノ上ヲカケツツにて故人ヲシノビツツとなり。格を正さばカケサセツツとあるべし。○古義にモトツ人ホトトギスナホモナカナムと句をおきかへて心得べしといへるはいみじき誤なり

「脛妙觀應」詔奉和歌一首



ほととぎすここにちかくをきなきてよすぎなむのちにしるしあらめ  
やも

保等登藝須許許爾知可久乎伎奈伎豆余須疑奈無能知爾之流志安良米  
夜母

陸は一本に薩とあり又續日本紀に

神龜元年五月辛未從五位上薩妙觀賜姓河上忌寸

とあれば薩の誤とすべし。歸化の尼にて元正天皇に仕へし人なるべし。薩は氏なり  
チカクヲのヲは助辭なり。除きて心得べし。四五は天皇ノ聞カセ給フ時ノ過ギナム  
後ニハ啼クトモ詮アラムヤといへるなり。○詔に應じて同じく霍公鳥を詠じたる  
までにて歌の意は御製のと相與からず。契沖雅澄は誤解せり

冬日幸于靱負御井之時ナイミヤウフ内命婦石川朝臣應詔賦雪歌一首 諱

曰色婆オホガ

まつがえのつちにつくまでふるゆきをみずてやいもがこもりをるら

む

麻都我延乃都知爾都久麻涅布流由伎乎美受豆也伊毛我許母里乎流良  
牟

于時水主内親王寢膳不安累日不參因以此日太上天皇勅侍孀  
等曰爲遣水主内親王賦雪作歌奉獻者於是諸命婦等不堪作歌  
而此石川命婦獨作此歌奏之

右件四首上總國大掾正六位上大原真人今城傳誦云爾 年月  
未詳

靱負御井は續紀寶龜三年三月の下にも

甲申○三日置酒靱負御井賜陪從五位已上及文士賦曲水者祿有差

と見えたり靱負と名を負へる所以は明ならず。宣長は「若靱負の府の内にある井を  
云にやあらむ」と云へり。○内命婦石川朝臣は卷四(七五四頁)に大伴坂上郎女之母石  
川内命婦とありて大伴安麻呂の妻なり。略解に「旅人卿の後妻家持卿及坂上郎女の



母也』といへるはいみじき誤なり。坂上郎女は家持の叔母にて旅人の妹なり。さて此命婦は旅人には繼母なるべし。○色婆は諸本に邑婆とあるに従ひてオホバとよむべし。オホバは祖母なり。婆と書けるは借音なり。

因にいふ。婆嬪などの訓を從來オバとしたれど翁の訓のヲヂなるを思へばオバにはあらでヲバなるべし。

イモといへるを二註に天皇に代り奉りてよめる爲としたれど題辭及左註の趣、天皇に代り奉りてよめりとは思はれず。臣下が内親王を指し奉りて妹といはむはなめげなれど當時の風習又内親王と石川内命婦との關係としてなめくはあらざりしならむ。

水主内親王は天智天皇の皇女なり。太上天皇を二註に聖武天皇とし古義には特に『元正天皇ならば先、太上天皇とあるべきなり』といへれど内親王が病の爲に累日参り給はざりきとあると天皇が侍婦等におのみの歌を作れと仰せられしを思へばなほ女帝即元正天皇にて先の字を添へざるは上に譲れるならむ。○遣は遣の誤ならざるか。者はトノタマフとよむべし。傳誦云爾は傳誦シテシカ云ヒキとも傳誦セシ

ゾともよむべし。今城が家持に語り聞せしなり(三六〇一頁参照)○年月未詳はヤミノヨノ以下四首の成りし年の知られざるなり。

上總國朝集使大掾大原真人今城向京之時郡司妻女等餞之歌二首

あしがらのやへやまこえていましなばたれをかきみとみつつしぬばむ

安之我良乃夜敞也麻故要氏伊麻之奈婆多禮乎可伎美等彌都都志努波牟

四五の意はモシ君ニ似タル人アラバ其人ヲシバラク君ト見ツツ君ヲシノブベキヲといへるなり。古義にシヌブを愛賞の意とせるは當らず。

たちしなふきみがすがた乎わすれずばよのかぎりによこひわたりなむ

多知之奈布伎美我須我多乎和須禮受波與能可藝里爾夜故非和多里奈



無

タチシナフはシナヤカナルにて所詮ミヤビヤカナルなり。今城は京より下れる官人の中にも特に姿みやびて郡司の妻子等の目を悦ばせけむかし〇二三は姿を主格とせむ方穩なり。されば乎を之の誤字としワスレズバを忘ラレズバの意とすべし。ヨノカギリは生涯なり。其下のニは後世は添へざるを常とす

五月九日兵部少輔大伴宿禰家持之宅集飲歌四首

わがせこがやどのなでしこひならべてあめはふれどもいろもかはらず

和我勢故我夜度乃奈豆之故比奈良倍豆安米波布禮杼母伊呂毛可波良受

右一首大原真人今城

ヒナラベテは日ヲ重ネテなり。卷八にも

あしひきの山ざくら花日ならべてかくさきたらばいとこひめやも

とあり〇二註に主人の懇情のかはらぬをたとへたりと云へるは非なり

朝集使の朝集は毎年十一月一日なれば此頃まで京に留まれるは異例なり(三九三八頁参照)前なる郡司の妻女等の歌の調を思ふに今城は上總國に歸任せざる豫定なりしにて又次にアキノユフベハ我ヲシヌバセと自よめるを思へば他の國の國司に轉せらるべきを豫想したりしなり。然るに又下(勝實八歳に兵部大丞とあるを見れば思の外に京官に榮進せしなり

せ (ひさかたの)あめはふりしくなでしこがいやはつはなにこひしきわが

勢 比佐可多乃安米波布里之久奈豆之故我伊夜波都波奈爾故非之伎和我

右一首大伴宿禰家持

とゝのはざる歌なり。まづ第二句は切れたるならで第三句以下につづけるなれば雨ハフリシケドとあらざるべからず。次にイヤハツハナニは下にも



わがせこがやどのなでしこちらめやもいやはつはなにさきはますとも  
 とありて花ガイヨイヨ新シクといふ意なれば結句はサクナスワガセなど云はざ  
 るべからず。もし強ひて助けば二三の間にサレドといふことを略し又イヤハツハ  
 ナニを花を離れてただイヤアラタニといふ意につかへりとも云ふべし  
 わがせこがやどなるはぎのはなさかむあきのゆふべはわれをしぬば  
 せ

和我世故我夜度奈流波疑乃波奈佐可牟安伎能由布弊波和禮乎之努波  
 世

右一首大原真人今城

秋にははやく赴任したるべきによりてかく云へるなり

即聞鷺<sup>サシ</sup>作歌一首

うぐひすのこゑはすぎぬとおもへどもしみにしこころなほこひにけ  
 り

宇具比須乃許惠波須疑奴等於毛倍杼母之美爾之許己呂奈保古非爾家  
 里

右一首大伴宿禰家持

以上四首なり。ココロの下にニを略したるなり。一首の意は

モハヤ鶯ノ啼ク頃デハ無イト思フガ其聲ニ染ミタ心カラ猶聞キタク思フサレ

バ足下ノ赴任シタマウタ後ニモナホ御シタヒ申スデゴザラウ

といへるなり。題辭に即とあるにて今城のワレヲシヌバセといひしに答へたるな  
 る事知らるゝなり

同月十一日左大臣橘卿宴右大弁丹比<sup>ニヒ</sup>國人眞人之宅歌三首

わがやどにさけるなでしこまひはせむゆめはなちるないやをちにさ  
 け

和我夜度爾佐家流奈豆之故麻比波勢牟由米波奈知流奈伊也乎知爾左  
 家



右一首丹比國人真人壽左大臣歌

左大臣橘卿は諸兄なり。マヒハセムははやく卷五九九六頁に

わかければ道ゆきしらじまひはせむしたべのつかひ負ひてとほらせ

とあり。マヒはカヅケモノといはむが如し。○ヲチは立歸る事なり。玉勝間卷八「萬葉集にヲチといふ言、郭公にヲチカヘリとよむ言」といへる條に

わがやどに咲るなでしこ、はも又はじめへかへりかへりしていよいよ久しくさけといへるなり

といへり。○サテ君ノ御齡モソノ花ノ如クナレカシといふ意を含ませたるなり

まひしつつきみがおほせるなでしこがはなのみとはむ<sup>ア</sup>伎美ならなく

に  
麻比之都都伎美我於保世流奈豆之故我波奈乃未等波無伎美奈良奈久爾

右一首左大臣△歌

オホセルはオホシタルにてソダテタルなり。三四は撫子ノ花ノミヲ訪ハムとなり。

略解に上三句を序としたるはいみじき誤なり。○伎美は阿禮の誤ならむ。花ノ爲ノ

ミニ此宿ニ來ラム我ナラズといへるなり。古書には往々吾を君と寫し誤れり。今も

君と寫し誤れるを更に伎美と假字書に改めたるならむ

諸本に従ひて歌の上に和の字を補ふべし

あぢさゐのやへさくごとくやつよにをいませわがせこみつつしぬば  
む

安治佐爲能夜敝佐久其等久夜都與爾乎伊麻世和我勢故美都都思努波  
牟

右一首左大臣寄<sup>アチ</sup>味<sup>サ</sup>狹<sup>サ</sup>藍<sup>キ</sup>花詠也

初二はヤヘサク味狹藍ノ如クといふべきを顛倒したるなり。ヤへのヤにてヤツヨを誘ひ起せるにあらず。もしさる事ならばヤヘサク花ノといふべければなり。○ヤツヨニは彌ツ世ニにて久シクといふ意なり。紫陽花は盛の長きものなればアヂサ



キノ如クヤツ世ニといへるなり。卷十八(三六八九頁)にも

たちばなのとののたちばなやつ代にもあはれはわすれじこのたちばなを

とあり。ヤツヨニヲのヲは助辭なり。イマセはマシマセなり。シヌバムはメデムなり

○此歌は主人を壽ぎたるなり

因にいふ。紫陽花は白樂天の命名(文集卷二十)にて樂天は我寶龜年中に生れし人  
なれば本集にアヂサキに紫陽花の字を充てざるは當然なり

十八日左大臣宴於兵部卿橘奈良鷹朝臣之宅歌三首

なでしこがはなとりもちてうつらうつらみまくのほしききみにもあ  
るかも

奈豆之故我波奈等里母知豆宇都良宇都良美麻久能富之伎吉美爾母安  
流加母

右一首治部卿船王

奈良麻呂は諸兄の子なり

ウツラウツラは契沖宣長のいへる如くツラツラなり。初二は其下にウツラウツラ  
見ル如クといふことを省ける一種の序なり

わがせこがやどのなでしこちらめやもいやはつはなにさきはますと  
も

和我勢故我夜度能奈豆之故知良米也母伊夜波都波奈爾佐伎波麻須等  
母

イヤハツハナニは彌新シクなり。主人の一門をことほぎたるなり  
うるはしみあがもふきみはなでしこがはなになぞへてみれどあかぬ  
かも

宇流波之美安我毛布伎美波奈豆之故我波奈爾奈曾倍豆美禮杼安可奴  
香母

右二首兵部少輔大伴宿禰家持追作

初二はアガウルハシミオモフといふべきを倒置せるにてウルハシミはウルハシ



ガリなり。古義に「ウルハシウといはむが如し」といへるは非なり。ナゾヘテは準ジテ  
なり。さてナゾヘテミレドとつづけるなり。さらずばナゾヘラシテといはざるべか  
らず

八月十三日在內南安殿肆宴歌二首

をとめらがたまもすそびくこのにはにあきかぜふきてはなはちりつ  
つ

乎等賣良我多麻毛須蘇婢久許能爾波爾安伎可是不吉亘波柰波知里都  
々

右一首内匠頭兼播磨守正四位下安宿王奏之

安殿はヤスミドノとよむべし。そのヤスミは御座といふ意なるべし。内、南、安殿は内、  
安殿のうちの南、安殿なり。内、安殿は外、安殿に對せる稱なり。然らば南、安殿は北、安殿  
に對せる稱なりやといふに北、安殿は物に見えざる如し。國史に見えたるは天智天  
皇紀十年の西、小殿、天武天皇紀十年の内、安殿外、安殿、文武天皇紀大寶元年の東、安殿

などなり。就中天智紀の西、小殿はやがて西、安殿なるべし。くはしく云はば大極殿を  
大安殿ともいひしに對して常の安殿を小安殿とも、ただに小殿とも云ひしなるべ  
し。又天武紀の内、安殿はやがて小安殿にて外、安殿はやがて大安殿なるか。  
因にいふ。天武紀に

天皇御向小殿而宴之。是日親王諸王引入内安殿諸臣皆侍于外安殿共置酒而  
賜樂

とある向小殿を諸書に一殿の名としたれど向小殿はやがてこゝに云へる内、南、  
安殿ならざるか

ヲトメラは女房たちなり。ただ花とあれば一種の花にはあらざる如くなれど秋風  
フキテ花ハチリツツといへる萩の調なり

あきかぜのふきこきしけるはなのはきよきつくよにみれどあかぬ  
かも

安吉加是能布伎古吉之家流波柰能爾波伎欲伎都久欲仁美禮杼安賀奴



香母

右一首兵部少輔從五位上大伴宿禰家持 未奏

フキコキシケルは吹キテ枝ヨリ扱キテ庭ニ敷ケルとなり。なつかしからぬ辭なり  
ハナノニハは花の庭なり

特に位階を記したるは奏上せむとしたる歌なるが故なるべし

十一月二十八日左大臣集於兵部卿橘奈良麿朝臣宅宴歌一首

高山のいはほにおふるすがの根のねもころごろにふりおく白雪

高山乃伊波保爾於布流須我乃根能禰母許呂其呂爾布里於久白雪

右一首左大臣作

上三句はネモコロゴロニのネにかゝれる序のみ。略解に「葉がくれもなくふり入たるをネモコロニ降といへり」といへるは何を思へるにか。ネモコロゴロニは丁寧反復なり。オホロカナラズなり。略解に「あるじをおもふをそへしなるべし」といへるも非なり

天平元年班田之時使葛城王從山背國贈<sub>△</sub>陸<sub>△</sub>妙觀命婦等所歌一首

副芹子<sub>ト</sub>裏<sub>ト</sub>

(あかねさす)ひるはたたびて(ぬばたまの)よるのいとまにつめる芹子<sub>ト</sub>これ

安可禰佐須比流波多多婢豆奴婆多麻乃欲流乃伊刀末仁都賣流芹子許禮

此歌と次の歌とは諸兄が前の歌をよみし時に語りしなれば天平元年の作ながらここに記したるなり。當時の葛城王は即今の諸兄なり。天平元年班田之時は續日本紀に天平元年十一月癸巳任京及畿内班田司とある是なり。使は山背國の班田大夫なり。○陸は次なると共に薩に改むべし  
タタビテは略解にいへる如く田賜<sub>タ</sub>ビテにて百姓ニ田ヲ班<sub>ト</sub>チ賜ヒテなり。契沖雅澄が欽明天皇紀に策の字をタタマとよみたればタタビテは班田の策をめぐらすをいへるなりと云へるはいみじき誤なり



經、妙觀、命婦報贈歌一首

ますらをとおもへるものをたちはきてかにはのたゐにせりぞつみける

麻須良乎等於毛敝流母能乎多知波吉氏可爾波乃多爲爾世理曾都美家流

右二首左大臣讀之云爾

左大臣是葛城王後賜橋姓也

カニハは和名抄に山城國相樂郡蟹幡(加無波多)とある處なるべし。おもふにカニハタはもと樺田カニハタの義なりしをニとミと相通するよりカミハタと訛り更にカムハタと訛りしならむ。もしカムハタ(綺)が原名ならばそのムをミと訛り更にニと訛るともカニハとタとの間にノを挿みてカニハノタキとは云はざらむ。或は云はむ垂仁天皇紀に綺戸邊カニハタトベあり。トベは婦人の稱。カムハタは地名にてやがて和名抄に見えたる蟹幡なりとおぼゆ。さてはやく垂仁紀に綺と書けるを見ればなほカムハタが原名ならずや

と。答へて云はむ。垂仁紀に綺戸邊と書けるは後世の訛稱に従へるならむ。古事記には苅羽田刀辨とあり。カニハ田を後にカミハタともカムハタともカリハタとも訛りしなり。更に後にはカバタと訛りき。今も相樂郡棚倉村の大字にカバタありて文字は綺田と書けり。さてタキは田居にて田づらなり。○マストラはこゝにては賤ノ男ナラヌ士人といふ意なり。代匠記に「武勇の才のみにてかゝる風流の心はあるべくも思へらざりしにと云意なり」といひ古義にウルサキマストラ男トノミ思ヒ居ツルモノヲ云々と釋せるは誤解なり

左註の讀は誦と同意なり

天平勝寶八歲丙申二月朔乙酉二十四日戊申太上天皇[太皇太后

幸行於河内、離宮經信以壬子傳幸於難波宮也]

三月七日於河内國伎人、鄉馬、△國人之家宴歌三首

すみの江のはままつがねのしたばへてわが見るをぬのくさなかりそね



須美乃江能波麻末都我根乃之多婆倍豆和我見流乎努能久佐奈加利會  
禰

右一首兵部少輔大伴宿禰家持

續日本紀に

天平勝寶八歲春二月戊申行幸難波。是日至河內國御智識寺南行宮、壬子行  
至難波宮御東南新宮

とあり。此時太上天皇、皇太后も共に御幸ありしを續紀には之を脱し此集には天皇  
を脱せるなる事契沖のいへる如し。○太皇太后の上の太は衍字なり。○壬子は二十  
八日なれば河内國の行宮には四宿し給ひしなり。然るにこゝに經信とある信は左  
傳に再宿爲信過信爲次とありて事實にかなはず。されば古義には

きはめて經信信とあるべきことなり。字彙に爾雅に有客信信言四宿也とも見え  
たり

といへれど、こゝは數宿の意にて經信と書けるなるべし。因にいふ。有客宿々、有客信

信は毛詩周頌有客章の辭なり。○古義に三月七日云々を傳幸於難波宮也につづけ  
書きて

三月云々以下を舊本には放ち書り。今は古寫本拾穂本等に從て連書り

といひ(元曆校本にもつづけ書けり)さて三月七日を同月二十七日の誤として

もし三月七日云々と以後の事をいへりとせば上の文うきてつづきがたきを思  
ふべし

といへり。案ずるに家持等は故ありて行幸に後れて難波宮に參らむとして三月七  
日に河内國伎人郷に宿りしなるべし。但三月七日云々と上文とのつづきのよから  
ざるは古義に云へる如し。もし二月朔乙酉より傳幸於難波宮也までの三十八字を  
註文とせば始めて體を成すべし。上にも

五年正月四日於治部少輔石上朝臣宅嗣家宴歌三首

六年正月四日氏族人等賀集于少納言大伴宿禰家持之宅宴飲歌三首

とあり。○伎人を契沖はクレヒトとよめるを略解古義には

伎人はクレと訓べし。伎人郷は雄略紀に吳坂とある所にて今喜連と云所也とぞ



といへり。その後半は古事記傳卷三十五(一一一八頁)なる吳坂の註に

さて或人の云く。住吉の東一里許に喜連村と云あり。河内の堺なり。昔は河内に屬て萬葉に河内國伎人郷とある處なるを久禮を訛りて喜連とは云なり。孝謙紀、三代實錄などに伎人隄とあるも此處のことなり

と云へるに據れるなり。今の地名喜連(攝津國東成郡喜連村、一昨年より大坂市住吉區喜連町)はクレヒトのヒトを略しクレをキレと訛れるなりとも云ふべけれど、はやく雄略天皇紀十四年に吳坂とあり又續日本紀天平勝實二年五月の下に伎人茨田等堤とありて伎人にクレと傍訓したれば伎人はげにクレとよむべし。さて伎の字をクレとよむは職員令に雅樂寮伎樂師一人掌教伎樂生とありて義解に謂吳樂云々とあり又推古天皇紀二十年に學于吳得伎樂儻とある伎をクレとよみ又朱鳥元年紀に伎樂をクレガクとよめり。されば伎と云へるは樂伎にて吳人は特に樂伎を善くせしかばクレを伎とも書きしにて彼漢人が特に綾を織るに巧なりしかば漢をアヤとよみしとらうへなるなり。○次の歌の左註と相照すに馬の下に史をおとせるなり。馬、史國人は續紀天平神護元年十二月に右京人外從五位下馬、毘登國

人等賜姓武生、連とあると同人なり。初河内國伎人郷に住せしが後に左京に貫せしなり。又毗登とあるは天平勝實九歳より寶龜元年までは史といふカバネはすべて毘登と稱せしめられしなり。又續日本後紀承和三年三月の記事に據れば馬、史は百濟の歸化族なり。もと馬を飼ふを職とせしかば馬といひしならむ

初二は序なり。今往かむとする地の物を借りて序とせるなり。○シタバヘテは心ニ契リテなり。再來リテ見ムト心ニ期シテとなり。ヲヌは伎人郷の小野なり。略解に「住吉の小野をいひて云々」といへるはいかに惑へるにか。其前後の言も皆非なり

(にほどりの)おきなががははたえぬともきみにかたらむことつきめやも

爾保杼里乃於吉奈我河波半多延奴等母伎美爾可多良武己等都奇米也

母 古新未詳

右一首主人散位寮、散位馬、史國人

息長河は近江國坂田郡にあり。今天の川といふ。○略解に



古新未詳と註せるは他し國の地名をよめる歌なれば古歌なるか又歌の心はよ  
くかなへれば新歌なる歟の心もて後人の書加へたるなるべし  
といひ古義に

さて今の歌は河内にて近江の地名をいへるは處につけてはよしなけれど歌の  
意の時にかなへるを以て古歌を誦たるなるべし

といへる如し。但古新未詳と註せるは後人ならで家持ならむ○結句は事ハツキセ  
ジといはむに近し

散位は位のみありて職なきものをいふ。彼無官大夫はやがて四位又は五位の散位  
なり。さて文武の散位を掌るはげに散位寮なれど散位はその職員にあらざれば散  
位寮、散位とはいふまじきに似たり

蘆荊<sup>アスカ</sup>爾<sup>ニ</sup>ほり江こぐなるかぢのおとはおほみやびとのみなきくまでに  
蘆荊<sup>アスカ</sup>爾<sup>ニ</sup>保里江許具奈流可治能於等波於保美也。比等能未奈伎久麻泥爾  
右一首式部少丞大伴宿禰池主讀之。即云。兵部大丞大原真人今

城先日他所讀<sup>ミ</sup>歌<sup>カ</sup>者<sup>ノ</sup>也

古義に爾を等の誤とせり。之に従ふべし。結句の下にトヨム事ヨなどいふことを補  
ひて聞くべし

歌者也の者は衍字ならむ。此字無き本あり。讀が誦に同じき事は上に云へる如し○  
以上三首は國人の家にて宴せし時の歌なり

○

ほり江こぐ伊豆手の船のかぢ都久米おとしばだちぬみをはやみかも  
保利江己具伊豆手乃舩乃可治都久米於等之婆多知奴美乎波也美加母  
伊豆手ノフネは伊豆式の船なり。上四〇二六頁にも伊豆手船とあり○都久米を宣  
長(記傳卷五一<sup>ニ</sup>頁<sup>ハ</sup>)は都夫米の誤として「つぶらつぶらと鳴るをツブメといふなるべ  
し」といひ雅澄は「楫を船のツクへかけてかなたこなたへ引うごかすをツクムルと  
いふべし」といへり。同じ人が宣長の説を評して

楫の水かく音はさばかり高く聞ゆるものにはあらざればいかが。水かく音は少



し許隔りては聞えず。ツクにきしりて鳴る音は遠くも聞ゆるものなり。試みて知べし

といへるは誤解に基づける言なり。第四句のシバダチヌにて楫の音の常に異なるを示したるなり。第三句には音の高き意あらでもよきなり。さるを雅澄はオトシバダチヌを軽く見て第三句に音の高き意あるべく思へるなり。案ずるに第三句は都可布の誤にあらざるか。オトシバダチヌは音ガ繁クナリヌとなり。○はやく巻七にさよふけてほり江こぐなるまつら船かぢのと高しみをはやみかもとあり

ほり江よりみをさかのぼる梶の音トのまなくぞ奈良はこひしかりける  
保里江欲利美乎左可能保流梶乃音乃麻奈久曾奈良波古非之可利家留  
上三句は序なり  
ふなぎほふほり江のかはのみなぎはにきむつつなくはみやこどりか  
も

布奈藝保布保利江乃可波乃美奈伎波爾伎爲都都奈久波美夜故杼里香  
蒙

右三首江邊テ作之

フナギホフは遊戯の競漕にあらず。上り下りの船の先を争ふさまなり。ミヤコドリは鷗の一種なり。○古義に來キツツナクナルハ吾戀シク思フ都ノ名負ル都鳥カと譯せるは上なるマナクゾ奈良ハコヒシカリケルと業平の歌とを思へるなれどよろしからず。此歌にはさる意は無し。○三月八日より三月廿日までの間に作りしなり。さて以下も作者の姓名を擧げざるは皆家持の歌なり

○  
ほととぎすまづなくあさけいかにせばわがかどすぎじかたりつぐま  
て  
保等登藝須麻豆奈久安佐氣伊可爾世婆和我加度須疑自可多利都具麻  
涅



マヅナクは最初ニ鳴クなり。即初音ヲナクなり。○スギジは行き過ギザラムなり。イカニセバ我門ヲ過ギザラムといふべきをスギジといへる。めづらし。○カタリツグマデは語り次グマデとせむに、さては穩ならねば語り告グルマデなり。さてカタリツグルマデをカタリツグマデと云へるは古格に従へるなり。イカニセバ人ニ語り告グルマデ我門ヲ行き過ギザラムといへるなり。

ほととぎすかけつつきみ我まつかげにひもときささくるつきちかづきぬ

保等登藝須可氣都都伎美我麻都可氣爾比毛等伎佐久流都奇知可都伎奴

右二首二十日大伴宿禰家持依興作之

古義に

伎美我はただ松をいはむ料に設て云りと聞えたり。集中に君松、樹、婦松、樹などよめるが如し

といへるは非なり。

わがやどの君まつツの樹にふる雪の(一一五一頁)

いまきの嶺にしみたてるつままつツの木は(一八三三頁)

しまらくも君まつ原は清からなくに(二一三九頁)

などは君又はツツと松と同句中にありて君又はツツは所謂句中の枕辭なり。今は之と同一視すべからず。○古義に伎美我の我を乎の誤としたり。案ずるにこは奈良に残れる友を憶ひて作れるにて四月には還幸あるべき豫定なればツツは霍公鳥ヲカケツツ君ガ我ヲ待ツト松陰ニ云々スル月ガチカヅキヌといへるなり。即もとのまゝにてよきなり。ただキミガの下に我ヲといふことを補ひて聞くべきなり。否修辭上より云はばもし君ガと我ヲと一を捨てざるべからざる時は霍公鳥ヲカケツツと云へるに對して寧君ガを捨てて我ヲを存すべきなり。○カケツツは兼ネツツなり。我を主として霍公を待つなり。○キミガマツカゲニは君ガ待ツト松陰ニをつづめたるなり。○ヒモトキサクルは襟の紐を解きてうちくつろぐなり。二註に納涼する事としたるは上(三九八八頁)に



たかまとの尾花ふきこす秋風にひもときあけなただならずとも  
とあるを思ひ合せたるなるべけれど霍公のなきそむる頃は納涼にはまだ早かる  
べし。元來紐トクといふにはさまさまの義あり。こゝなるは卷九なる大伴卿登筑波  
山時歌(一七六八頁)なる

うれしみと紐の緒ときて家のごととけてぞあそぶ  
などと齊しからむ。さてヒモトキサクルは紐トキサケムとあらまほし

喩族歌一首并短歌

(ひさかたの) あまのとひらき たかちほの たけにあまりし すめ  
ろぎの かみの御代より はじゆみを たにぎりもたし まかごや  
を たばさみそへて おほ久米の ますらたけをを さきにたて  
ゆぎとりおほせ 山河を いはねさくみて ふみとほり くにまぎ  
しつつ ちはやぶる 神をことむけ まつろ倍ぬ ひとをもやはし  
はききよめ つかへまつりて あきつしま やまとのくにの かし

ばらの うねびの宮に みやばしら ふとしりたてて あめのした  
しらしめしける すめろぎの あまの日繼と つぎでくる きみの  
御代御代 かくさはぬ あかきころを すめらべに きはめつく  
して つかへくる おやのつかさと ことだてて さづけたまへ流  
うみのこの いやつぎつぎに △ みるひとの かたりつぎて氏  
きくひとの かが見にせむを あたらしき きよきその名ぞ おほ  
ろかに ころおもひて むなごとも おやの名たつな 大伴の  
うぢと名におへる ますらをのとも

比左加多能安麻能刀比良伎多可知保乃多氣爾阿毛理之須賣呂伎能可  
未能御代欲利波自由美乎多爾藝利母多之麻可胡也乎多波左美蘇倍豆  
於保久米能麻須良多祁乎乎佐吉爾多豆由伎登利於保世山河乎伊波禰  
左久美豆布美等保利久爾麻藝之都都知波夜夫流神乎許等牟氣麻都呂  
倍奴比等乎母夜波之波吉伎欲米都可倍麻都里豆安吉豆之萬夜萬登能



久爾乃可之婆良能宇禰備乃宮爾美也婆之良布刀之利多豆氏安米能之多之良志賣之祁流須賣呂伎能安麻能日繼等都藝豆久流伎美能御代御代加久佐波奴安加吉許己呂乎須賣良弊爾伎波米都久之豆都加倍久流於夜能都可佐等許等太豆氏佐豆氣多麻徹流宇美乃古能伊也都藝都岐爾美流比等乃可多里都藝豆氏伎久比等能可我見爾世武乎安多良之伎吉用伎曾乃名曾於煩呂加爾己許呂於母比豆牟奈許等母於夜乃名多都柰大伴乃宇治等名爾於徹流麻須良乎能等母

初の二十三句をツカヘマリテにて束ね次の十六句をツカヘクルにて束ねさてツカヘクルオヤノツカサトとつづけたり。さればツカヘクルまで四十一句の主格はオヤ即先祖なり。就中ツカヘマツリテまでは天孫瓊々杵尊に仕へ奉りし忍日命と神武天皇に仕へ奉りし道臣命との事をいひ、アキツシマ以下は道臣命以後の祖先の事をいへるなり

アマノトヒラキは書紀天孫降臨章の一書に則引開天磐戸、、以奉降之とあり

○スメロギノカミノは上に引上げて

すめろぎの神の天の戸開き高千穂の峯に天降りし御代より

として心得べし。さて御代ヨリとあるにてハジユミヲ以下の十八句が忍日命の上のみにかゝらざるを知るべし。もし此神のみの事ならば御代ニといふべければなり。○ハジユミはハゼの木にて作れる弓なりと云ふ。マカゴヤは鹿を射る料の矢なり。記傳卷十三(七一七頁)に

マカコ矢のカコはただ鹿の事にして其子をいふにはあらず。鹿兒弓、鹿兒矢といふは大きな弓矢の稱なり

といへり(宣長はカコのコを清みてよめり)さて語例は古事記のおなじ段に

故ココニ天忍日命天津久米命二人、、天ノ波士弓ヲ取持チ天ノ眞鹿兒矢ヲ手挟ミ御前ニ立チテ仕へ奉リキ

とあり○オホ久米ノマスタケヲ云々 古事記には右の如く大久米部の長を天津久米命としその久米命を忍日命と同列なる神としたるを日本紀には來目部を忍日命の部下とせり。家持の此歌は日本紀に據りて否家記に據りて作れるにて



はやく卷十八にも

大伴のとはつ神祖カムヤマトの、その名をば大來目主と、おひもちてつかへしつかさ

といへり(三七三五頁以下参照)○靫は矢を盛る器なり。さて卷三(五七八頁)に大伴ノ名ニオフ靫帶ヒテまた卷七(一二三一頁)に靫カクル伴ノヲ廣キ大伴ニなどありて靫は大伴の附物なり。オホセは負ハセなり。オハセがオホセとなれるは思ハユがオモホユとなれると同例なり○サクミテはサグクミにおなじ。回避せざるなり。即踏破するなり(此卷三四頁)○ニイユキサグクミ参照。卷十一(一六二五頁)にイハホスラユキトホルベキマストラヲモといへるも参照すべし。山河ヲはイハネサクミテを隔ててフミトホリにかゝれるなり○クニマギは國覓にて都としたまふべき國を求むるなり。語例は日本紀の彼章に

脊肉ツジニクノ空國ウツクニヲ頓丘トビノヨリ國マギトホリ

とあり○チハヤブルはこゝにては枕辭にあらず。強暴といふ事なり。卷二なる人麿の長歌(二六六頁)にも

ちはやぶる人をやはせと、まつろはぬ國ををさめとらへ云と

とあり○マツロ倍ヌの倍は常にはへとよめば(此歌の上にもタバサミソ倍テとあり)こゝもマツロヘヌとよみてマツロフはいにしへ下二段にも活きしなりとせむか。又は波などの誤とせむか。又はもとのまゝにてハとよまむか。記傳卷十九(一一七七頁)に

この倍は必波とあるべき處なるをもとより如此よみ誤れるか。又後に寫誤れるか

といひ字音辨證(下一頁)には

よみ誤れるにもあらず後の寫誤にもあらざるなり。倍をハと呼は漢原音ハイの省呼也

といへり。卷十七(三六三四頁)にヤドカルケフシカナシクオモ倍ユとあればこゝももとのままにてマツロハヌとよむべし(卷十九五三八三ウガヒトモナ倍ハ参照)○フトシリタテテはフトシルとタテテと相連れるなり。而してミヤバシラはタテテにかかれるなり。フトシルはヒロシクといふに同じくて豊に占むる事なり(卷一五九及卷二二五参照)○スメロギはこゝにては神武天皇の御事なり。アマノヒツギは皇統



なり。ツギ豆クルは繼ギ出デ來ルなるべし。古義にツギテクル(後世のツイデテクル)の下のテを省けるものとしたるは従はれず。○カクサハヌは隱サヌにて知リテ申サザル事ナキなり。スメラベは天皇ノ御アタリなり。敬ひてただにスメロギと指し奉らぬなり。キハムもツクスも同事なり。○オヤノツカサは先祖の官職なり。さて大伴氏は本來武官の家なり。○コトダテテは言ニ立テテにて聲明シテといふ意ならむ。卷十八賀陸奥國出金詔書歌三七二七頁にも

おほきみのへにこそ死なめかへり見はせじとことだて、  
は、人のおやのたつることだて

又同卷教諭史生尾張少作歌(三七五五頁)にもヨノ人ノタツルコトダテとあり。○サヅケタマヘルウミノコノとはつづきがたし。タマヘ流の流は礼の誤ならむ。○ウミノコは子孫なり。さてウミノ子もミル人もキク人も皆主格なるがミル人はカタリツグと相對し。キク人はカガミニスルと相對したれどウミノ子は相對するもの無し。辭を換へて云はばうみの子がいやつぎつぎに如何にするにか分らず。さればイヤツギツギニの下に二句落ちたるものと斷すべし。○カタリツギ豆氏を契沖はカ

タリツギ豆の誤なるべしといひ略解には語リ次<sup>ツ</sup>デテなりといひ古義は略解に同意せり。案ずるに豆氏は豆婆の誤ならむ。カタリツギテバは語リ繼ギタラバにてカタリツギテバ鏡ニセムと照應したるなり。○アタラシキは惜キなり。ソノは省きて見べし。アタラシクキヨキと云はでアタラシキキヨキといへるは當時の語法なり。さてかの賀出金詔書歌にもマストラヲノキヨキノ名ヲ、イニシヘヨイマノヲツツニ、ナガサヘルオヤノ子ドモゾとあり。○オホロカニは粗末ニなり。ココロオモヒテは心ニのニを省けるなり。ムナゴトはウツなり(二三〇六頁参照)。ムナゴトモは空言ニモのニを省けるなり

正しく云はばかゝるニは省けるにはあらで太古にはココロオモフ、ムナ言モとやうに云ひしを後に至りてニを加ふるやうになりしなり。太古の語法は枕辭、古歌の成語などに残れり。心を附くべし

○オヤノ名タツナはかの賀出金詔書歌にも人ノ子ハオヤノ名タタズ、オホキミニマツロフモノトとあり。又寶字元年七月戊申の詔詞にオノガ家々、オノガ門々、祖ノ名失ハズ勤シク仕へ奉レとあり。古事記傳卷三十九(二二七二頁)に



いにしへは氏々の職業各定まりて世々相繼て仕奉りつれば其職即其家の名なる故に即其職業を指ても名と云り、、、萬葉十八にオヤノ名タタズ、廿にオヤノ名タツナこれら皆先祖より承嗣來たる家の職業を名と云りといへるに依らば卷十八なるは家業ヲ變ゼズと譯しこゝなるは家業ヲカヘルナと譯すべきが如くなれど然譯せむに少くともこゝなるはムナ言モ即虚言ニヨリテダニといへると相かなはず。されば古義に卷十八なるを先祖ノ嘉名ヲ斷タズと譯しここなるを先祖ノ名ヲ穢サヌヤウニ心シラヒヲセヨと譯せるに従ふべきかといふに應神天皇紀に

三十一年秋詔群卿曰官船名枯野者伊豆國所貢之船也。是朽之不堪用。然久爲官用。功不可忘。何其船名勿絶而得傳後葉焉。

とあるを例とせばオヤノ名ヲタツは先祖ノ名ヲ消滅セシムといふ事やがて家ヲ亡スといふ事とすべし。今もいふ家名斷絶は即オヤノ名ヲタツなり。○大伴ノ云々は我大伴一族ノ人人ヨといへるなり。名ニオヘルは名ニ負ヒ持テルなり。古義に「古慈悲を教へ諭したるなり」といへるは非なり。古慈悲の事ありしに附きて古慈悲并

に一族に諭したるなり。さればこそ題辭にも諭族歌と云へるなれ

しきしまのやまとのくににあきらけき名におふともものをこころつとめよ

之奇志麻乃夜末等能久爾々安伎良氣伎名爾於布等毛能乎己許呂都刀米與

以下二首は反歌なり

初二はヤマトノ國ニ伴、緒ハアマタアレド特ニといふ意とすべし。アキラケキ名は長歌にキヨキノ名とあるにおなじくて清明なる家聲といふことなり。名ニオフは名ニ副フなり。トモノヲは部長にて即大伴一族の人々なり。ココロツトメヨは心ニ勤メヨなり

（つるぎだち）いよよとぐべしいにしへゆさやけくおひてきにしその名ぞ

都流藝多知伊與餘刀具倍之伊爾之敝由佐夜氣久於比豆伎爾之曾乃名



曾

右緣淡海真人三船、讒言出雲守大伴古慈悲宿禰解任。是以家持作此歌也。

サヤケクは長歌のキヨキ前の歌のアキラケキにおなじ。このオフは負ヒ持ツなり。略解に「サヤケクオヒテは大伴の氏は名高く明らかに聞え來しといふ也」といへるは非なり。清白ヲ以テ聞エシ家名ゾといへるなり。〇ツルキダチはトグにかゝれる枕辭のみ。イヨヨトグベシは家名ヲ磨クベシといへるなり。略解に「一二の句は丈夫の事とする物を以て譬とす」といへるは如何なる意にか知られず。古義にイヨイヨ益精神ヲ研ギテと譯せるも妄なり。

續日本紀に  
天平勝寶八歲五月癸亥(〇十日)出雲國守從四位上大伴宿禰古慈悲、内豎淡海真人三船坐誹謗朝廷、无入臣人之禮、禁於左右衛士府。丙寅(〇十三日)詔並放免。

とあり。これによりて契沖は「紀と今の注と相違せる事不審なり」といへり。三船の讒言によりて出雲守の任を解かれしは一たび放免せられし後の事にや。其年月は史

に見えざれど下なる此年十一月の歌の處に出雲守山背王とあり。又續紀此年十二月の下に出雲國守從四位下山背王とあれば、此時より前なる事明なり。又寶龜八年八月大伴宿禰古慈悲薨の條に

勝寶年中、俄遷出雲守。自見疎外、意常鬱々。紫微内相藤原仲滿誣以誹謗左降土左守、促令之任。未幾勝寶八歲之亂、便流土左。

とあり。勝寶八歲之亂とあれど八歲には亂なかりき。こは同九歲即天平寶字元年七月の橘奈良麻呂等が亂を指せるならむ。さらば八歲は九歳の誤と認むべし。されば古慈悲は勝寶八歲(六月か)に出雲守より土左守に左遷せられ、但藤原仲麻呂が紫微内相となりしは九歲五月なり。翌寶字元年の七月より後に土左守を免じて其國の流人とせられしなり。

以上長歌一首短歌二首はたとひ冤罪によりて罰せらるるとも朝廷を恨み奉る事なくして益忠誠に努むべき事を宗家の嫡子として一族に諭したるなり。極めて陰險なる政争の行はれし時代なればおそくは家持も其族の亡ぶるに至らむ事をおそれしならむ。因にいふ。古慈悲は位階家持に超えたる上に寶龜八年に八十三歳に



て薨せしなれば無論家持より年長なりしなり(家持の年齢は明ならねど)

臥病悲無常欲修道作歌二首

うつせみはかすなき身なりやまかはのさやけき見つつみちをたづね  
な

宇都世美波加受柰吉身奈利夜麻加波乃佐夜氣吉見都都美知乎多豆禰  
奈

一族に勅勘を蒙りしもの出でし上に病にさへ罹りしかば無常を感じて佛道に入  
らむとせしなるべし。修道は欽明天皇紀十六年に百濟餘昌謂臣等曰、少子今願奉爲  
考王出家修道とあり

カズナキ身とは久シカラヌ身といふことにや。卷十七にも世ノナカハカズナキモ  
ノカ(三五四六頁)また世ノナカハカズナキモノゾ、ナグサムルコトモアラムト云々  
(三五六三頁)とあり。タヅネナは尋ネムなり

わたる日のかげにきほひてたづねてなきよきそのみちまたもあはむ

ため

和多流日能加氣爾伎保比豆多豆禰豆奈伎欲吉曾能美知末多母安波無  
多米

日ノ空ヲ渡リテ息フ事ナキニキホヒテとなり。キホヒテは負ケズニなり。○マタモ  
は前世ト同ジクとなり。今日人身ヲ享ケ得タルハ前世修道ノ功德ナレバ今生ニモ  
亦佛道ニ値遇セムといへるなり。○キヨキノ道はニを添へて下へつづけて見べ  
し。道といふものを在處不明なるもののやうにいひなしたるなり

願壽作歌一首

みつぼなすかれる身ぞとはしれれどもなほしねがひつちとせのいの  
ちを

美都煩奈須可禮流身曾等波之禮禮杼母柰保之禰可比都知等世能伊乃  
知乎

以前歌六首六月十七日大伴宿禰家持作



ミツボは古義に「水粒にて泡沫の別名なり」といへる如し○カレル身は假借の身なり。卷三(五六六頁)なる同じ人の歌にもウツセミノカレル身ナレバといへり。ナホシのシは助辭なり○以前は以上なり

冬十一月五日夜少雷起鳴雪落覆庭忽懷感憐聊作短歌一首

けのこりのゆきにあへてる(あしひきの)やまたちばなをつとにつみこ  
な

氣能己里能由伎爾安倍豆流安之比奇之夜麻多知波奈乎都刀爾通彌許  
奈

右一首兵部少輔大伴宿禰家持

少雷は諸本に小雷とあり。少小は古書に通用せり。起鳴は起リ鳴リなり。忽懷感憐はフト詩情が動イテとなり。深き意あるにあらず。所詮殘雪と相映する紫金牛がふと目に浮びしなり

アへは合セにてこゝにては己ヲ合セなり。さればアヒといはむにひとし。或は安倍

とあるをアヒとよむべしともいふべけれど集中に倍をへに借れる外ハに借れる例はあれど、ヒに借れる例は無し。字音辨證にヒに借れる例として挙げたるは皆へとよむべし(三八三六頁参照)○ツミコナは摘ミ來ムなり。初句の上に明日ハ山ニ行キテといふことを加へて聞くべし。略解に「此時やからなど山方へゆける事ありて夫を思ひてよまれしならん」といへるが誤なる事は古義に之を駁して「もし其意ならばツミコネとこそいふべけれ」といへる如し。但同書に「もとより假合泡沫のはかなき此身なれば云々」といへるは非なり。さる意は無し○卷十九に同じ人の歌に  
此雪のけのこる時にいざゆかな山橋の實のてるも見む  
とあり

八日讚岐守安宿王等集於出雲掾安宿奈杼磨之家宴歌二首

おほきみのみことかしこみ於保のうらをそがひにみつつみやこへの  
ぼる

於保吉美乃美許等加之古美於保乃宇良乎曾我比爾美都々美也古徹能



保流

右掾古宿奈杼磨

安宿奈杼磨は安宿王の乳母の子などなるべし

出雲國に意宇といふ地名あり。之によりて略解に

こゝに於保とあるは按に初句の於保の文字うつりて誤れるにて於宇と有るべき也

といへり。之に従ふべし。ソガヒニミツツはウシロニ見ツツなり

右の下に一首の二字あるべきなり。古は安の誤なり。題辭の書様よろしからず。此歌も此日の作にあらで次の歌と共に出雲國を立たむとせし時の作なるを此日に奈杼磨の誦せしなり

（うちひさす）みやこのひとつげまきはみしひのごとくありとつげこそ

宇知比左須美也古乃比等爾都氣麻久波美之比乃其等久安里等都氣己

會

右一首守山背王歌也。主人安宿奈杼磨語云。奈杼磨被差朝集使擬入京師。因此餞之日各作此歌。聊陳所心也。

ツゲマクハは告ゲムヤウハとなり。ミシ日は見給ヒシ日にてやがてサキノ日なり。守とあるは出雲守なり。山背王は安宿王の同母弟なり。擬入は入ラムトスとよむべし。將入におなじ。古義に各作此歌の此を衍字とせり。元曆校本には此字無し。されどなほ存すべし。右歌といふことなり

（むらとりの）あさだちいにしきみがうへはさやかにききつおもひしごとく 一云おもひしものを

武良等里乃安佐太知伊爾之伎美我宇倍波左夜加爾伎吉都於毛比之其等久 一云於毛比之母乃乎

右一首兵部少輔大伴宿禰家持後日追和出雲守山背王歌作之



サヤカニはハツキリトなり。略解に  
末句オモヒシゴトクにては穩ならず。一本のオモヒシモノヲの方を用べし  
といひ古義には之に反して

オモヒシゴトクは聞マホシク思ヒシ其如クと云なるべし。舊本に一云オモヒシ  
モノヲとあるは理然るべからず

といへり。案ずるにゴトクに従はば

サヤカニ聞カムトカネテ思ヒシ如クサヤカニ聞キツ

と譯すべくモノヲに依らば

サヤカニ聞カムトカネテ思ヒシニサヤカニ聞キツ

と譯すべし。即二つながら穩ならざる所なく理然るべからざる事なし。さて一云は  
一本云といへるにはあらで家持自身二案のうち一に決しかねて一云とは書きお  
けるなるべし

二十三日集於式部少掾大伴宿禰池主之宅飲宴歌二首

はつゆきはちへにふりしけこひしくのおほかるわれはみつつしぬば

む

波都由伎波知徹爾布里之家故非之久能於保加流和禮波美都都之努波  
牟

こは卷十なる、人麿歌集より採れる

沫雪は千重にふりしけこひしくのけながき我はみつつしぬばむ

を少し更へたるのみ。第三句以下の意は戀シキ事ノ多キ我ハソヲ見ツツ賞デテ戀  
シサヲ慰メムといへるなり。略解の釋は誤れり。古義も初二を解き誤れり。チヘニフ  
リシケはただ深クツモレといへるなり。シケはカサナレなり

少掾は諸本及目錄に従ひて少丞に改むべし

おくやまのしきみがはなの△△ごとやしくしくきみにこひわたりな  
む

於久夜麻能之伎美我波奈能其等也之久之久伎美爾故非和多利柰無

右二首兵部大丞大原真人今城



諸本にシキミガ波奈能奈能ゴトヤとあり。もとかくの如くなりしを傳寫の際に一つの奈能をおとししなり。六帖にもオク山ノシキミノ花ノ名ノゴトヤとあり。シキミのシキは重に通ずればシキミノ花ノ名ノゴトク重々ニといへるなり

智努女王卒後圓方女王悲傷作歌一首

ゆふぎりにちどりのなきし佐保ぢをばあらしやしてむみるよしをなみ

由布義理爾知杼里乃柰吉志佐保治乎婆安良之也之亘牟美流與之乎柰美

智努女王と圓方女王との關係は知られず。圓方女王は長屋王の女にて天武天皇の曾孫なり。智努女王もし智努王(文室)真人淨三の妹ならば長親王の女にて天武天皇の孫なり。圓方女王の父左大臣長屋王は天平元年即女王の幼時に自盡を命せられ其室吉備内親王其男膳夫王、桑田王、葛木王、釣取王は同時に自縊りてうせしなり。智努女王は圓方女王より年長なりきとおぼゆ。或は圓方女王を愛撫せしにか。歌によ

れば佐保に住みしなり

第三句以下を略解に

今よりは佐保路を通ふ人もなくて荒しやせん悲しむ也

といひ古義に

今は相見むとてかよふ人もなき故に其佐保路に道のしば草生茂りなどして荒しめやしてむとかなしめるなり

といへり。アレシメヤシテムは曖昧にして又平穩ならざる辭遣なり。もし二註所説の如くならばアレヤセムといふべきなり。さてアラシヤシテムは荒ラシテヤラウカといふことなれば一首の意は

イツカ御尋シタ時ニハ夕霧ニ千鳥ガ啼イテ面白カッタガ今ハソノ佐保路ヲトホツテモ再御目ニカカラレル由ガ無イカライツソ心殘ノナイヤウニ草ナドハヤシテトホラレヌヤウニ荒シテヤラウカ

といへるなり

大原櫻井真人行佐保川邊之時作歌一首



佐保がはにこほりわたれるうすらひのうすきころをわがおもはな  
くに

佐保河波爾許保里和多禮流宇須良婢乃宇須伎許己呂乎和我於毛波奈  
久爾

大原、櫻井、眞人は卷八に見えたる遠江守櫻井王なり。古義に續日本紀を引きて

大藏卿從四位下大原眞人櫻井大輔爲恭仁宮留守

といへるは大輔の下に正五位上穗積朝臣老といふ九字を脱せる本に據れるにて  
大輔は穗積、老の官名なる事卷八(一六二四頁)にいへる如し。

古義の人物傳にはさすがに「大輔とあるはうたがはし」といへり

櫻井王が姓を賜はりしはおそらくは續紀天平十一年四月に従四位上高安王等、  
、今依所請賜大原眞人之姓とあると同時にならむ。又此歌を傳誦せし今城は櫻井  
の子ならむ。卷六天平九年丁丑春正月橘卿并諸大夫等集彈正尹門部王家宴歌(一一  
二五頁)の左註なる主人門部王の分註に後賜姓大原眞人氏也とあり。こは高安同時

の賜姓にや。又卷八秋雜歌佛前唱歌(一六一二頁)の左註なる忍坂王の分註に後賜姓  
大原眞人赤麻呂也とあり。ここの後は天平十一年冬十月より後なれば此人の賜姓  
は高安と同時にならじ。此氏は續紀には高安、櫻井、門部、今城の外にもあまた見え  
り。敏達天皇の御末なり

上三句は序なり。ウスキ氷をウスラヒといふはアカキ榊橋をアカラガシハ、アカラ  
タチバナといふと同格なり

藤原夫人歌一首 淨御原△御宇天皇之夫  
人字曰氷上大刀自也

あさよひにねのみしなけばやきだちの)とごころもあれはおもひかね  
つも

安佐欲比爾禰能未之奈氣婆夜伎多知能刀其己呂毛安禮波於母比加禰  
都毛

この藤原夫人は卷八(一五一九頁)に見えたる藤原夫人即大原大刀自の姉にて共に  
鎌足の女にて共に天武天皇に侍せし婦人なり。夫人の位は妃に次げり。諸本に淨御



原の下に宮の字あり。宜しく之を補ふべし。又一首とあるは二首の誤なり。大刀自は即夫人なり

トゴコロはヲヲシキ心なり。古義に「オモヒカネツモは思ニ堪カネツルといふなり」といへるはいみじき誤なり。トゴコロヲ思フを割きたるにてそのトゴコロヲオモフはヲヲシキ心ヲ持ツといふことなり。前の歌なるウスキ心ヲワガオモハナクニの心ヲオモフと同じきなり

かしこきやあめのみかどをかけつればねのみしなかゆあさよひにし  
て

可之故伎也安米乃美加度乎可氣都禮婆禰能未之柰加由安左欲比爾之

且 作者未詳

右件四首傳讀兵部大丞大原△△今城

カシコキヤのヤは助辭、アメノミカドは天皇を申し奉れるなり。カケツレバは心ニカケテシノビ奉レバとなり。古義に「カケツレバは言ニカケテイヒツレバの意なり」

といひ又一首を釋して

朝廷の事を人の言にかけていふにつけてもはや天皇の御うへをこひしく思ひ奉りて朝夕となく他事なく一すぢに哭ナにのみ泣るるよといふなり

といへるはいみじき誤なり。アメノミカドを強ひて朝廷と譯したる爲右の如く曲解せざるを得ざりしなり。天皇を直に指斥し奉るがかしこさに天ノミカドといへるのみ。さてこゝは勿論天武天皇を指し奉れるなるが古今集墨滅歌なるイヌカミノトコノ山ナルといふ歌の左註に「この歌ある人、あめのみかどの近江の采女にたまへると」とあるは天智天皇を指し奉れるなるべく（實は萬葉集卷十一に見えたる作者不詳の歌なれど）また大鏡道長傳に「あめのみかどの造りたまへる東大寺」といへるは聖武天皇を指し奉れるなり。○アサヨヒニシテのシテは助辭なり。イキノヲニシテ、オモカゲニシテなどのシテにおなじ

前の歌にアサヨヒニネノミシナケバとあり後の歌にネノミシナカユアサヨヒニシテとあるを見ても右の二首が一聯の歌なるを知るべし。おそらくは天皇の崩御を悼み奉れるならむ。ただ天皇を慕ひ奉れるにはあらじ。作者未詳の四字は後人の



さがしらなり。宜しく削り去るべし。はやく略解に

端書に二首を一首と誤れるより後人かく書入たるなるべし

といへり。大原今城の間に真人の二字を補ふべし。○以上四首は十一月廿三日に大伴池主の宅にて飲宴せし時に家持のききて記しおけるなるべし。はやく代匠記に『是も池主にての宴の時なるべし』といへり。○傳讀といふ語はきゝなれねば傳讀の誤かと思へど上にも下にも誦といふべきを讀と書けるを思へば誦をヨムとよむよりうつりて文字にも讀とも書きしなるべし。法會并に和歌會の讀師の讀も誦の意なり。

△△△△△三月四日於兵部大丞大原真人今城之宅宴歌一首

(あしひきの)やつをのつばきつらつらにみともあかめやうゑてけるきみ

安之比奇能夜都乎乃都婆吉都良都良爾美等母安加米也宇惠豆家流伎美

右△△兵部少輔大伴△△家持屬植椿作

以前の例によらば三月四日の前に天平勝寶九歳の六字あるべきなり。又一首は二首の誤なり

略解に

ミトモアカメヤに主人をそへたり

といひ古義に

其主人と椿とを並べてつらつら見るに共にあく世なくめづらしとなるべしといへるは非なり。初二は眼前の物を以て序としたるのみ。さて此序は卷一なる巨勢山ノツラツラ椿ツラツラニを學びて椿ノ葉ノツラツラト照ルガ如クといへるならめど少し無理なり。古義に椿ノ枝ノ連々ニツラナル意といへるは従はれず。ツラツラは今いふツルツルにて艶とも同源なるべし。○ヤツヲはカサナレル岡なり。語例は近くは卷十九に

おく山のやつをのつばきつばらかに今日はくらさねますらをのともとあり



左註にも一首と宿禰とおとせるならむ。屬は囑の略字なり。植椿を古義にただにツバキとよめるはわろし。ウエタルツバキとよむべし。山より根こじ来て庭に植ゑたるなり

ほりえこえとほきさとまでおくりけるきみがこころはわすらゆまし

目<sup>△</sup>保里延故要等保伎佐刀麻豆於久利家流伎美我許己呂波和須良由麻之

目<sup>△</sup>右一首播磨介藤原朝臣執弓赴任悲別△也主人大原△△今城

傳讀云爾

代匠記に「今の尼崎あたりまでも送けるなるべし」といへり。麻之目は橋本進吉氏の説に従ひて目を自の誤としてマシジとよみて今のマジの意とすべし。元暦校本には自とあり

悲別の下に歌の字を補ふべし

勝寶九歲六月二十三日於大監物三形王之宅宴歌一首

うつりゆく時見<sup>△</sup>ごと<sup>△</sup>にこころいたくむかしのひとしおもほゆるかも  
宇都里由久時見其登爾許己呂伊多久牟可之能比等之於毛保由流加母

右兵部大輔大伴宿禰家持作

ここの勝寶九歳の四字は前に天平勝寶九歳の六字を補ひて削るべし

第二句を従來トキミルゴトニとよみたれど時ならば時ニアフなどいふべく見ならば物ミルなど云ふべし。又ミルならば此卷の書式によれば見流と書くべし。おそらくはもと時相とありしを後人のトキアフにては辭を成さずと思ひてさかしらに相を見に改めしならむ。げに後世の語法ならばトキアフとは云ふべからざれど本集には後世ならば省くべからざるニを省ける例多ければトキニアフをトキアフと云へりとすべし。○ムカシノ人は三形王の父王をいへるならむ

左註に兵部大輔大伴宿禰家持とあるは此月十六日少輔より大輔に陞りしなり



さくはなはうつろふときあり(あしひきの)やますがの禰しながくはありけり

佐久波奈波宇都呂布等伎安里安之比奇乃夜麻須我乃禰之奈我久波安利家里

右一首大伴宿禰家持悲怜物色變化作之也

時めく人を花にたとへ己を山菅にたとへたるなり○古義に「菅根ノナガクとはいひ下されしなるべし」といへるはふと思ひ誤れるなり。ヤマスガノネ之の之はシとよむべければ(古義にも然よめり)ナガクにかゝれりとすべからず○ナガクハアリケリはトキハナリとなり。ヤマスガノ禰の禰は波(葉)の誤にあらざるか  
物色は元來家畜の毛色なり。こゝにては光景の意につかへるにて卷十七(三五四九頁)なる空シク令節ヲ過シ物色人ヲ輕ルの物色に同じ。卷八(一五二五頁)なる喪ヲ弔ヒ并ニ物色ヲ賜フの物色とは異なり

○

時花いやめづらしもかくしこそめしあきらめ<sup>晩</sup>あきたつごとくに  
時花伊夜米豆良之母可久之許曾賣之安伎良米晩阿伎多都其等爾

右一首大伴宿禰家持作之

古義に

次下十二月十八日の歌に「雪フルフユハケフノミ云々とあれば十九日立春なり。これより推に六月十七八日の頃立秋なるべし。此歌二十三日によまれたれば秋とはいはれたるなるべし

といへり。此歌まで三首を三形王の宅にて作れるなりとして「二十三日によまれたれば」といへるなれど三形王の許にてよめるはウツリユク時見<sup>トク</sup>毎ニの一首のみ。サク花ハも此歌も別時の作にて何月何日の作にか知るべからず○時ノ花はここにては秋草の花なり。カクシヨソはカヤウニヨソなり。晩は一本に免とあるに従ふべし。さて第四句は見テ心ヲハラサムといふ意かと思ふにメシは見の敬語なれば己が見るには云ふべからず。されば此歌は人に贈りし歌とせざるべからず○略解に「右のサク花ハの歌にさかひて答へたるやうによまれたり」といへれどサクハナハ



と此歌とは別時の歌なるべし。もし同時の歌ならば左註は二首を束ねてものすべければなり。○古義には以上三首を同時の作として六月二十三日於大監物三形王之宅宴歌一首の註に

今の歌のさまを思ふに三首ともに王宅の宴歌と思はるれば一首はもしは後に三首を誤れるにもあらむか

といひ、サク花ハといふ歌をも時ノハナといふ歌をも之に準じて釋きたれどもし三形王の家にて同時に作れるならば左註は三首を束ねてものすべく今の如く毎首に左註をものすべからず。特に第二首の左註なる悲怜物色變化作之也は第一首にもよく協へるをや

天平寶字元年十一月十八日於内裏肆宴哥二首

天地をてらす日月の極なくあるべきものをなにかおもはむ

天地乎互良須日月能極奈久阿流倍伎母能乎奈爾加於毛波牟

右一首皇太子御歌

天平勝寶九歲八月に改元せられしかば更に天平寶字元年と標したるなり。古義に

一説にこの十一月十八日は新嘗會なるべし。新嘗會は十一月中、卯日に行はる、ことなるを續紀を推て考るに此日中、卯日にあたりと云り

といへれど此年十一月は乙亥朔なれば中、卯日即辛卯は十七日に當れり。さて十八日は新嘗祭の次日にて實にトヲノアカリノサユ豊明節會の當日なり

初二は序なり。三四の主格は御代なり。結句の奈爾の下に諸本に乎の字あり。○橘奈良麻呂等の變の事なく平ぎしを下に含みて御代を祝ひ給へるなり。次なるも同事なれど此の溫柔にして彼の嚴厲なるは身地性格の相異によれるならむ

皇太子御名は大炊王、此年四月立てて皇太子とせられ給ひき。後に廢せられて淡路國に流され給ひしかば淡路廢帝と稱し奉りしを明治三年に至りて淳仁天皇といふ御諡を奉り給ひき

いざ子どもたはわざなせそ天地のかためしくにぞやまとしまねは

伊射子等毛多波和射奈世曾天地能加多米之久爾曾夜麻登之麻禰波

右一首内相藤原朝臣奏之



こゝの子ドモは漢語の孺子に當れり。タハワザはタハケタル業なり。初二は奈良麻呂等の陰謀をいへるなり。こゝのアメツチは天神地祇なり。○集中にヤマト島又はヤマト島根といひ播磨國風土記に朝日ニハ淡路島ヲ蔭ヒ夕日ニハ大倭島根ヲ蔭ヒキといへるは大和國なるに反してここにヤマトシマネと云へるは日本國なり。はやく伴信友の宇知都志麻全集第三の三六頁に此歌のヤマトシマネが他の例と語意を異にせるを指摘して

古人のなりとはいへど此歌詞は正しき詞の證にとるべからずと云へり

藤原朝臣は藤原仲麻呂即後の惠美押勝なり。此年五月紫微内相の官を設けて仲麻呂を之に任せられき。紫微内相は軍務大臣にて内相は其略なり。紫微は元來星の名なるが支那の天文學にて之を天帝の座とするが故に轉じて禁中の事とするなり。仲麻呂は恰奈良麻呂等の政敵なり。而して皇太子は實に仲麻呂が推し奉りしなり。○此歌はもし作者が作者ならば今も唱へつべき歌なり

十二月十八日於大監物三形王之宅宴歌三首

三雪ふるふゆはけふのみ鶯のなかむ春べはあすにしあるらし  
三雪布流布由波祢布能未鷲之奈加牟春倣波安須爾之安流良之

右一首主人三形王

ミユキを三雪と書けるは取外したるなり。此卷の書式にかなはず。代匠記に

十九日立春にて有けるなるべし。下の二十三日の歌(○月ヨメバイマダ冬ナリ)を合せて見べし

といへり

(うちなびく)はるをちかみか(ぬば玉の)こよひのつくよかすみたるらむ  
宇知奈婢久波流乎知可美加奴婆玉乃己與比能都久欲可須美多流良牟

右一首大藏大輔甘南備伊香真人

ハルヲチカミカは春が近ケレバニヤとなり。古義に

或説に大輔おそらくは少輔ならむ。當時從五位上にて後十三年を経て正五位下に至る。少輔相當なるを知べし。といへり



といへり。諸省の大輔は正五位相當なり。但伊香は下にも大輔とのみあり。○古義に勝寶三年十月丙辰從五位上伊香王、男高城王、賜甘南備真人姓。契沖云、これは孝謙紀のあやまりにや。此集は當時の事を家持のしるされたるに甘南備伊香真人とあれば其男高城王はおのづから甘南備なるべきことわりなり。高城王に賜はりたらむにはいかでか伊香王には甘南備真人とかゝるべき。○こは代匠記初稿本の文なり。

とあるは文意不明なれど續紀に伊香王、男高城王とあるは伊香王の誤なりと云へるにや。按ずるにこは續紀を誤讀せるなり。續紀には

從五位上伊香王、男高城王、无位池上王、賜甘南備真人、姓

とありて伊香王と其子高城王と又池上王とに姓を賜ひきと云へるなり。池上王は伊香王の弟なるべし。○伊香は本集卷十三雜歌なる長歌の末(二七九八頁)にツルギダチ鞆ユヌキデテ、伊香胡山イカニカワガセム、ユクヘ知ラズテとあり又和名抄なる伊香の訓註に伊加古とあればイカゴとよむべし。否香山(カゴヤマ)を古はカグ山と唱へしを思ひ又神名帳(近江郡伊香郡)に伊香具神社、伊香具坂神社と書けるを見

ればもとはイカグと唱へしを夙く奈良朝時代よりイカゴと訛りしなり

(あらたまの)としゆきがへりはるたたばまづわがやどにうぐひすはな  
け

安良多末能等之由伎我倣理波流多多婆末豆和我夜度爾宇具比須波奈  
家

右一首右中弁大伴宿禰家持

トシユキガヘリは年來返リなり。年があなたへ行きて又こなたへ返るといふ意にはあらず。○古義に

王宅の宴席なるに自ノ家ニ先鳴ケといはむこといかがしければこれは主人の意になりてよまれしにやあらむ

といへるはかたくなし。ワガは吾人ノと心得てあるべし  
家持が兵部大輔より右中辨となりし事は續紀に漏れたり

○



おほきうみのみなぞこふかくおもひつつもひきならししすがはらの  
さと

於保吉宇美能美奈曾已布可久於毛比都々毛婢伎奈良之思須我波良能  
佐刀

右一首藤原宿奈磨朝臣之妻石川女郎ウスラキ薄愛離別ヒラレ悲恨作歌也  
年月未詳

和名抄に溟渤於保岐宇美とあればオホウミともオホキウミともいひしなり。ミナ  
ゾコまでが枕辭なり。フカクオモヒツツは深ク君ヲ思ヒツツなり。○モヒキナラシ  
シは古義にいへる如く裳引令ナラシ平なり。タチナラス、フミナラスのナラスなり。略解に  
令馴とせるは非なり。さて今は徘徊せし事をモヒキナラシといへるなり。○菅原  
里は昔の奈良の南郊なり。宿奈麻呂の家此里にありて女郎も同棲せしならむ。古義  
の説は従はれず  
此歌も亦十二月十八日に三形王の宅にて宴せし時に聞きしならむ

二十三日於治部少輔大原今城眞人之宅宴歌一首

つきよめばいまだ冬なりしかすがに霞たなびくはるたちぬとか  
都奇餘米婆伊麻太冬奈里之可須我爾霞多奈婢久波流多知奴等可

右一首右中弁大伴宿禰家持作

ツキヨメバは月ヲ數フルニ十二月ナレバとなり。上三句は卷十一一九三二頁なる  
雪みればいまだ冬なりしかすがにはる霞たち梅はさきつつ  
を學びたるなり

二年春正月三日召侍從豎子王臣等令侍於内裏之東屋垣下即賜  
玉筭肆宴于時内相藤原朝臣奉勅宣諸王卿等隨堪任意作歌并賦

詩仍應 詔旨各陳心緒作歌賦詩未得諸人之賦  
詩并作歌也

始春のはつねのけふのたまははき手にとるからにゆらぐたまの乎  
始春乃波都禰乃家布能多麻婆波伎手爾等流可良爾由良久多麻能乎

右一首右中弁大伴宿禰家持作但依大藏政不堪奏之也



二年正月は甲戌朔なれば三日は丙子にて所謂初子なり○豎は豎シヅメの俗字なり  
我邦にて縦と同義としてタテとよみ音も豎者などの時リツとよむは誤れり

豎子は即内豎なりはやく卷八(一六六〇頁)にいへり王臣は王等卿等にて下なる諸  
王卿等におなじ○東屋を古義に「内裏にて東方にあたる處の屋舎なるべし」とい  
へり即文武天皇紀に見えたる東安殿ならむ(四一四六頁参照)さて東屋を擇び給ひ  
しは東は春の方位なるが故ならむ垣下はエンガと音讀すべしツイデノモトなり  
○玉箒はネンド草の莖を集めて作れる手箒なり穂井田忠友の觀古雜帖に

玉箒俗稱ネンド草亦コウヤ箒或云茶セン柴野生宿根高二三尺靡狀長きは四尺  
に及べり八九月小白花開く一萼十二花其狀白朮花に似て小様なるものなり萬  
葉集卷廿に天平寶字二年正月三日云々とある此時の御箒今尙東大寺に有て其  
材は即此ネンド草也

といひてネンド草の圖を出し又

東大寺の寶藏○即正倉院なる玉箒は長二尺許箒鬚ハシの杪ハシ毎に紺色の細珠を帽カブら  
しめ把は紫革にて包たる上を金の絲がねに五色の細珠を貫たるもてまきしめ

たるが年をへて絲がねのきれ損ねたりと見ゆるもの二柄あり二柄は帝と光明  
皇后との御ならん歟諸王卿に賜しは其製の精麿今知べからず  
といひ又

彼の萬葉集なる天平寶字二年正月三日の初子の玉箒即是なるべき事は同寶藏  
に鐵鑱金篋の儀鋤ありて其柄に子日辛鋤チリノクサ天平寶字二年正月と銘せる同時の用  
相證すべき也

といへり

箒と鋤と草との圖は手近きものにては増補雅言集覽に出せり又箒の圖は古今  
要覽稿卷百九十三第三の一五二頁に出でたり觀古雜帖等は手に入り易からず  
近年此儀カサ鋤クサと儀箒とを模製せし事あり

我邦にても上古より農桑の事を獎勵せられしかばいつの御代よりか正月の初子  
の日に親耕親蠶の式を行ひ給ふ事となり又いつの頃よりか天皇には耕作の具な  
る辛鋤を奉り皇后には養蠶の具なる蠶室を掃くにつかふ玉箒を奉る事となりし  
ならむ今正倉院に傳はれるは寶字二年の物なる辛鋤とおそらくは同年の物なる



べき玉箒とのみなれど之によりて子日に辛鋤玉箒を奉りしは此年に限りとは  
妄斷すべからず。さて孝謙天皇は女帝なれば此御代には天皇の御として辛鋤の外  
に玉箒をも奉りけむ。但諸王卿に玉箒を賜ひしはおそらくは此年に限れる事にて  
子日の豊明トヨアカリに一種の引出物としてぞ賜ひけむ。さて此箒を玉バハキといふは玉即  
玻璃の小珠にて飾れる爲にて其材料なるネンド草をも玉バハキといふは玉バハ  
キに用ふる草といふべきをつづめたるなり。本集卷十六に

玉ばはきかり來鎌麻呂むろの木となつめがもとをかきはかむ爲

といへるは適に此草を指せるなり。○隨堪任意は字のまゝに堪ニ隨ヒ意ニ任セテ  
とよむか又は四字を聯ねてオモヒオモヒニとよむべし(古義には四字を連ねてコ  
コロノママニとよめり)  
古義に

ユラクは玉のゆらゆらと鳴りひびくを云。玉之緒といへるは其緒のゆらくを云  
よしの詞つづきと聞ゆれど緒ノナルとは云べきにあらざれば緒に貫る玉のゆ  
らくよと云意を語路に引れてユラク玉之緒とよまれたるなり

といひ又

ユラクを手玉の鳴るを云といふ説はあらず。玉箒の玉なり。又ユラクを命をのぶ  
ることと意得來れるは命のことを靈之緒タマノヲといへることのあるによりて推度オシハカリに  
しか思へるにていふにも足ぬ説なり

といへり。案ずるにまづ古義にはユラクのクを清みて今ユラグといふとは別語と  
したる趣なれどユラグはもと玉の鳴るを云ひしがうつりて搖くこととなるに  
てユラクとユラグと別語なるにはあらず。又クは初には清みけむが後には濁るや  
うになりしなり。さてたとひ所謂語路に引かれてなりともユラグといひてタマノ  
緒とはいふべからず。次に玉のゆらぐは手玉か箒の玉かといふに、もし手玉の音を  
いはば玉箒は傍の物となりて玉箒をめたる趣とはならざるべし。されば古義に  
いへる如く箒の玉をいへる事勿論なるが觀古雜帖によれば玉を飾れるは草の枝  
の先と手もとを巻ける針金とにて別に玉を貫ける緒を垂でたりとはおぼえず。又  
上に云へる如くユラグ玉ノ緒とは云はれざれば余は結句を由良久多麻能等の誤  
と認めむとするなり。タマノトは玉の音なり。玉箒の枝の先に冠せたる玉の相觸



れて鳴りゆらぐに聞き惚れたる趣なり。さてタマノ等をタマノ乎と誤りしは古き事と見えて今傳はれる諸本に皆タマノ乎とあるのみならずはやく堀川百首に玉ばはき春の初子にたをりもち玉の緒ながくさかゆべらなり

とよめり

大藏政は大藏省の政務なり。辨官は諸省に關係あり。此歌は作りしかど大藏省の公用にて肆宴の終を待たずして退出せしかば得奏せざりしなり。不堪奏之也はもし訓讀せばマヲシアヘザリキとよむべし

○

水鳥のかもの羽のいろの青馬をけふみるひとはかぎりなしといふ  
水鳥乃可毛能羽能伊呂乃青馬乎家布美流比等波可藝利奈之等伊布

右一首爲七日侍宴右中弁大伴宿禰家持預作此歌但依仁王會  
事却以六日於内裏召諸王卿等賜酒肆宴給祿因斯不奏也

初二はアヲといふ語をいひ起さむまでの序なり。青馬にかゝれるにあらず。カギリ

ナシは其壽限ナシとなり

玉勝間卷十三(全集第四の三〇〇頁)に

正月七日の白馬節會の白馬古は青馬といへり。萬葉集廿の卷に水鳥乃、、とあるを始として續後紀、文德實錄、三代實錄、貞觀儀式、延喜式などに多く出たるみな青馬とのみ有て白馬といへることは一も見えず。然るを圓融天皇の御世天元のころよりの家々の記録又江家次第などには皆白馬とのみあるは平兼盛の歌に

ふる雪に色もかはらで牽ものをたが青馬と名づけそめけむ

とよめるを見れば當時はやく白き馬を用ひられしと見えたり。然れば古よりの青馬をば改めて白き馬とはせられたるにてそは延喜より後の事にぞ有けむ。延喜式までは青馬とのみあればなり、、、然るを後世までも文には白馬と書ながら語には猶古のまゝにアヲムマと唱へ來てシロムマとはいはず。白馬と書けるをもアヲムマとよむによりて人みな心得誤りて古は實に青き馬なりしことをばえしらで、もとより白き馬と思ひ古書どもに青馬と書るをさへ白き馬を然



いへりと思ふはいみじきひがごとなり。白きをいかでか青馬とはいはむ  
といひ(古事記傳卷十八二頁〇八 参照) 間宮永好の犬鷄隨筆(歌文珍書保存會本下卷四  
十五頁)に

古書に青馬といへるは白馬にも非ず今の青馬にも非ず、漢語抄に驄、青馬  
也といひ和名抄に青白雜毛といひ字鏡に青白色又青色、阿乎支馬など見ゆるを  
合せ見てあきらむべし。驄は今の世に水青といひて打見るには白く能々見れば  
青毛雜はれば青みあるなり。されば青馬とも白馬ともかけるなりけり。此青白毛  
雜れることを知らず青馬といへば純青、白馬といへば純白の馬なりと一向に思  
ひて説を立るからみな違へるなり

といへり。案ずるに初には青馬なりしを後に白馬に改められしは略宣長のいへる  
如くならむ。然らば何故に青を白に改められしか。抑馬の毛色には純青なるものあ  
る事なければ又純白なるものある事無し。おそらくは青馬と書きし頃より實は青  
白色即水色なりしが世を経るに従ひて其色やうやう薄くなりて終に白色に近く  
なりしかば字のみは白馬と書くやうになりしならむ。宣長は

然れば古へよりの青馬をば改めて白き馬とはせられたるにてそは延喜より後  
の事にぞ有けむ

と云ひたれど(〇延喜式及土左日記参照)もし甲天皇の御代(又は或年)までは青馬を  
用ひられしを乙天皇の御代(又は次年)より白馬に改められしならば其事史籍に残  
るべく又字を白馬に改むると共に唱もシロウマに改むべく又其時代の人なる兼  
盛は

ふる雪に色もかはらでひくものをたが青馬となづけそめけむ  
などしらじらしくはよまざるべし。宣長が終に「白きをいかでか青馬とはいはむ」と  
いへるは聊馬を馳せ過ぎたり。青白色なるものは或は青ともいふべく或は白とも  
いふべし。白雲をアラグモといふも青白色なればなり(三四五九頁参照)〇七日は即  
所謂白馬節會の日なり。此日に青馬を見るは年中の邪氣を除く爲なりといふ。さて  
此日には肆宴を行はる、事なるが天平寶字二年の正月は七日には仁王會といふ  
法會を行はる、事となりしより肆宴のみ六日に行はれて青馬は見給はざりしか  
ば豫此歌を作りおきしかど之を奏する機會なかりしなり〇此歌は三日の作か



六日内庭假植樹木以作林惟而爲肆宴歌一首

(打なびく)はるともしるくうぐひすはうゑ木之樹間をなきわたらなむ  
打柰婢久波流等毛之流久宇具比須波宇惠木之樹間乎柰伎和多良奈牟

右一首右中辨大伴宿禰家持 不奏

ハルトモのモは助辭なり。ハルトシルクはイカニモ春ヂャト思フヤウニとなり〇  
コノマをコマといふは無理なる語にはあらねどコノマといひならひたればなつ  
かしからぬこゝちす。賴政の歌に

すみよしの松のこまより見たせば月おちかかるあはぢ島山

といへるは此歌を例とせるにや

右の白馬節會の肆宴を内庭にて開かれしなり。内庭は音讀すべし。古義にオホニハ  
とよみたれどオホニハは門内の廣場なり。さて内庭は東西南三小安殿の中庭なら  
ざるか。古義には又林帷をカキシロとよみたれどこれもリンキと音讀すべし。幕の  
代に樹木を植ゑたるなり。今本には帷を惟と誤れり

二月△△於式部大輔中臣清麿朝臣之宅宴歌十首

うらめしくきみはもあるかやどのうめのちりすぐるまでみしめずあ  
りける

宇良賣之久伎美波母安流加夜度乃烏梅能知利須具流麻渥美之米受安  
利家流

右一首治部少輔大原今城真人

二月の下に日をおとしたるなり

第二句のモはアルカの下に引下して見べし。即第二句は君ハアルカモといはむに  
ひとし

みむといはばいなといはめやうめのはなちりすぐるまできみがさま

世波

美牟等伊波婆伊奈等伊波米也宇梅乃波柰知利須具流麻互伎美我伎麻

世波



右一首主人中臣清麿朝臣

前の歌の答なり。結句もとのまゝにてはとのはず。諸本にキマ左奴とあるに従ふべし。キマサヌは實は來マサザリシなり

はしきよしけふのあろじは(いそまつの)つねにいまさねいまもみるごと

波之伎余之家布能安路自波伊蘇麻都能都禰爾伊麻佐禰伊麻母美流其等

右一首右中弁大伴宿禰家持

ハシキヨシはアロジにかゝれる准枕辭なり。○イソは元來大石の事なれど轉じては大石ある水邊をもいふなり。こゝは下にミレドモアカヌイソニモアルカモまたイケノシラナミイソニヨセとあると同じく轉義の方ならむ。さてイソマツはイソニ生ヒタル松にてイソマツノはソコニ見ユルイソ松ノ如クとなり。○イマモはただイマといはむにひとし。モは無意義の助辭なり。集中にあまたの例あり。古義に「こ

のモの詞はゴトの下にめぐらして心得べし』などいへるは非なり。○人には大原今城真人、中臣清麿朝臣、甘南備伊香真人といひてカバネを後にし、己には大伴宿禰家持といひてカバネを前にしたるは人を尊びての事ならむ。わがせこしかくしきこさばあめつちのかみをこひのみながくとぞおもふ

和我勢故之可久志伎許散婆安米都知乃可未乎許比能美奈我久等曾於毛布

右一首主人中臣清麿朝臣

前の歌のかへしなり。キコサバはノタマフナラバとなり。はやくイサトラキコセワガ名ノラスナ(二四五頁)アハムトキコセ戀ノナグサニ(二六七二頁)ナ寝ソト母キコセドモ(二八六三頁)早カラバ今二日バカリアラムトゾ君ハキコシシ(二九〇三頁)など云へり。○ナガクの下に生キムを省きたるにてそのイキムとキコサバと照應したるなり



うめのはな香をかぐはしみとほけどもこころもしぬにきみをしぞおもふ

宇梅能波奈香乎加具波之美等保家杼母己許呂母之努爾伎美乎之曾於毛布

右一首治部大輔市原王

初二は主人ノ徳ガ高イカラといふことを眼前の梅花によそへて云へるなり○トホケドモは遠カレドモなり。御シタシミハ淺ケレドモといふことなるべし。二註に『住處の遠けれども也』といひ互に家處の隔れるをいふといへるは従はれず○ココロモシヌニは心モシナフバカリとなり。集中に例多し○玉勝間卷十三(全集第四の三〇一頁)に

萬葉集には梅の歌いと多かるに香をよめるは廿の卷にウメノハナ香ヲカグハシミ、とある一つのみにてこれをおきては見えず。いにしへはすべて香をめづることはなかりしなりといへり

やちくさのはなはうつろふときはなるまつのさえだをわれはむすばな

夜知久佐能波奈波宇都呂布等伎波奈流麻都能左要太平和禮波牟須婆奈

右一首右中弁大伴宿禰家持

本草ヲ結バムニ我ハアダアダシキ花ヲバ結バデ常葉ナル松ヲ結バムといへるにて友ヲ擇バムニ主人ノ如キ操カハラヌ人ヲ擇バムといふ意をこめたるなるべけれど無理なる處あり。まづ實に本草を結ぶに花を結ぶ事はおそらくはあるべからず。次に本草を結ぶは身の無事ならむことを祝ひてものするなれば(二六六七頁參照)作者はムスバナを輕き意につかへるならめどもムスバナといふ語が局面を支配して頗本意を掩へり。されば結句はワレハカザサナなどいふべきなり○ヤチクサノ花は種々の花なり。上にも八チクサニ草木ヲウエテ(四〇〇三頁)ヤチクサニ花サキニホヒ(四〇四五頁)といへり



うめのはなさきちるはるのながきひをみれどもあかぬいそにもある  
かも

烏梅能波奈左伎知流波流能奈我伎比乎美禮杼母安可奴伊蘇爾母安流  
香母

右一首大藏大輔甘南備伊香真人

サキチルはチルが主なり。ナガキヒヲのヲは時の下に添ふる助辭なり

きみがいへのいけのしらなみいそによせしばしみともあかむきみ  
かも

伎美我伊敝能伊氣乃之良奈美伊蘇爾與世之婆之婆美等母安加無伎彌  
加毛

右一首右中弁大伴宿禰家持

上三句は池ノ白波ガ磯ニヨスル事ノ屢ナル如クとかゝれる序なり。ミトモは雖見  
なり。カモはカハなり

うるはしとあがもふきみはいやひけにきませわがせこたゆる日なし  
に

宇流波之等阿我毛布伎美波伊也比家爾伎末勢和我世古多由流日奈之  
爾

右一首主人中臣清麿朝臣

イヤヒケニは毎日なり。アガモフ君ハといひて更にワガセコといふべきにあらず。  
來マセ我家ニなどいふべきなり。○前の歌の和なり

いそのうらにつ禰よびきすむをしどりのをしきあがみはきみがまに  
まに

伊蘇能宇良爾都禰欲比伎須牟乎之杼里能乎之伎安我未波伎美我末仁  
麻爾

右一首治部少輔大原今城真人

イソノウラは卷七(一四五三頁)卷九(一七三三頁)に例あり。二註に「ウラは裏なり」とい



へれどイソノウラミともよみたれば磯の灣入したる處ならむ○第二句を二註に常喚來住としたれど相手のものをいはずはただヨビとはいふべからず都禰はおそらくは都麻の誤ならむ○上三句は序なりヲシキは常の意なり略解に愛デラルルと註したるは非なりアガ身ハはアガ身モといふべくおぼゆ古義に

惜キ吾身ニテハアレドモと云なり(しか聞ずては結句にかけ合ぬことなり)かやうに云てさる意に聞ゆることも古歌の一格にてぞありけむ九卷長歌に人トナル事ハ難キヲワクラバニナレル吾身ハ死モ生モ君ガマニマト念ヒツツアリシ間ニ云々これを併考べし

といへり(一八一六頁参照)さてヲシキアガミハキミガマニマニは大切ナ命デハゴザイマスガアナタニサシ出シマスといへるなり

依興各思高圓離宮處作歌五首

たかまとのぬのうへのみやはあれにけりたた志伎々美のみよとほぞけば

多加麻刀能努乃宇倍能美也婆安禮爾家里多多志伎々美能美與等保曾氣婆

右一首右中弁大伴宿禰家持

此五首も同じ日に中臣清麻呂の家にてよみしなり。離宮處は離宮地なり。此離宮には太上天皇(聖武天皇)しばしば行幸ありけむが天平勝寶八歲五月に崩せし後は行幸啓も無くて此離宮は荒れたりしなり

第四句は諸本に志々伎美とあるに従ふべし。々伎の顛倒したるなり。タタシシは立チ給ヒシなり。結句は御代ガ遠ザカレバとなり。實は崩御後いまだ二年に満たざるなり

たかまとのをのうへのみやはあれぬともたたししきみのみなわすれめや

多加麻刀能乎能宇倍乃美也波安禮奴等母多多志志伎美能美奈和須禮米也



右一首治部少輔△△今城真人

右の歌の和なり。四五は卷二二六四頁なる明日香皇女殯宮之時人麻呂作歌の反歌に

あすか川あすだにみむとおもへやもわがおほきみの御名わすれせぬ  
とあり又上宮聖徳法王帝説に

いかるがのとみのをがはのたえばこそわがおほきみの御名わすらえめ  
とあるに似たり

今城の上に大原をおとせるなり

たかまとのぬべはふくずのすゑつひに知與爾チヨニワスレジわすれむわがおほきみ  
かも

多可麻刀能努敝波布久受乃須惠都比爾知與爾和須禮牟和我於保伎美  
加母

右一首主人中臣清麿朝臣

こは又前の歌の和なり。ヌベハフは野邊ニ匍フなり。初二はスエにかゝれる序なり。  
カモはカハなり○スエツヒニとチヨニと重複せり。又チヨニワスレジと云はむは  
常の事なれどチヨニワスレムと云はむは穩ならず。知與爾はおそらくは知與毛の  
誤ならむ

(はふくずの)たえずしぬばむおほきみのめしし野邊にはしめゆふべし  
も

波布久受能多要受之努波牟於保吉美能賣之思野邊爾波之米由布倍之  
母

右一首右中弁大伴宿禰家持

これも前の歌にヌベハフクズノといへるを受けてハフクズノといひヌベニハと  
いへるなり○タエズシヌバムは句絶にあらず。オホキミノにつづけるなり。メシシ  
は見給ヒシなり。モは助辭なり。シメユフはこゝにては雜人の闖入ウチを防ぐ爲なり  
おほきみのつぎてめすらししたかまとのぬべみることねのみしなか



ゆ  
於保吉美乃都藝豆賣須良之多加麻刀能努做美流其等爾禰能未之柰加  
由

右一首大藏大輔甘南備伊香真人

ツギテはシバシバなり。賣須良之は卷二なる天皇○天武崩之時太后○持統御作歌  
(二一二頁)の

やすみししわがおほきみのゆふさればめし賜良之、あけくればとひ賜良之、かみ  
をかの山のもみちを、けふもかもとひたまはまし、あすもかもめしたまはまし云  
云

を學べるなるべけれど彼はメシ賜ヒシトヒ賜ヒシとあるべく此は見シシとある  
べきなり。或は卷二なるは元來召賜比之、問賜比之なるを誤りて比を良と物に書き  
たりしを卷二にはさながらに載せ、家持を中心とせる一群の歌人はそをさながら  
によみ浮べ、タマヒシをタマフラシとはいふべからざる事だに究めずしてそを學

びてこゝにツギテメスラシといへるにあらざるか。これについて思ひ出でらるゝ  
は卷十七(三五七〇頁)に大伴池主が

わがせこに古非須弊奈賀利あしがきのほかになげかふあれしかなしも

とよめる事なり。こは卷十二(二六五七頁)にワギモコニ戀爲便名鴈とあるに依れる  
なれど戀爲便名鴈は戀須便名見などの誤にてコヒテスベナミとよむべからむ。又  
思ひ出でらるゝは家持が卷十七(三五五三頁)及卷十九(二八五三頁)にナゲクソラ夜  
須家久奈久爾とよめる事なり。こは卷四(六六一頁)にオモフソラ安莫國とあるはヤ  
スカラナクニとよむべきを誤りてヤスケクナクニとよみて己が歌にもヤスケク  
ナクニといへるならむ。さて今のメスラシも此等と一類なる誤ならざるか

屬目山齋作歌三首

をしのですむきみがこのしまけふみればあしびのはなもさきにけるか  
も

乎之能須牟伎美我許乃之麻家布美禮婆安之婢乃波奈毛左伎爾家流可



母

右一首大監物御方王

同日の作なり。山齋は音讀すべし。もし訓讀せむと思はばシマとよむべし。卷三なる妹としてふたりつくりしわが山齋はこだかくしげくなりけるかも

の山齋も宜長雅澄の説に従ひてシマとよむべき事彼歌の處に云へる如し。懷風藻にも山齋一首、宴飲遊山齋、遊臨野池云々(又山齋一絶又山齋言志)とあり

シマは庭園なり。又アシビは木瓜ホケなり。はやく卷二(二二〇頁)及卷七(一二五九頁)にいへり

御方王は即前に見えたる三形王なり

いけみづにかげさへ見えてさきにほふあしびのはなをそでにこきれ

な  
伊氣美豆爾可氣左倍見要底佐伎爾保布安之婢乃波奈乎蘇豆爾古伎禮

右一首右中辨大伴宿禰家持

結句は袖ニコキ入レムとなり。卷十九なる同じ人の長歌(三八七九頁)にもヒキヨヂテ袖ニコキレツシマバシムトモとあり

いそかげのみゆるいけみづてるまでにさけるあしびのちらまくをし

も  
伊蘇可氣乃美由流伊氣美豆氏流麻涅爾左家流安之婢乃知良麻久乎思

右一首大藏大輔甘南備伊香真人

イツカゲは磯の影なり。磯陰にあらず

二月十日於内相宅餞渤海大使少野田守朝臣等宴歌一首

あをうなばらかぜなみなびきゆくさくさつつむことなくふねははや

けむ  
阿乎宇奈波良加是奈美奈妣伎由久左久佐都都牟許等奈久布禰波波夜



家無

右一首右中弁大伴宿禰家持 未誦之

渤海は聖武天皇の神龜四年十二月にまゐりそめしなり。其事を記せる文中に渤海郡者舊高麗國也とあり。小野田守を渤海に遣しし事は史に見えずして此年九月に歸朝せし事のみ見えたり。少野は諸本に小野とあり。少小は通用せしなり。ナビキは宣長が「タツのうらなれば風も波もたぬ也」といへる如し。ユクサクサのサはカヘルサのサとおなじくて時といふ事なり。ツツム事ナクはサハリナクなり。ハヤケムは早カラムなり。

七月五日於治部少輔大原今城真人宅餞因幡守大伴宿禰家持宴

歌一首

秋風のすゑふきなびくはぎの花ともにかざさずあひかわかれむ

秋風乃須惠布伎奈婢久波疑能花登毛爾加射左受安比加和可禮牟

右一首守大伴宿禰家持作之

家持が因幡守に任せられしは此年六月丙辰(十六日)なり

第二句穩ならず。スエフキナビカスとあるべきなり。しばらくスエフキテナビクとテを加へて見べし。二註に「このナビクはナビカスをつづめていへる也」と云へるは無論妄言なり。古義に卷十なるマクズ原ナビク秋風フクゴトニを例に引きたるも非なり。そは眞クズ原ガナビクといへるなり。○アヒカワカレムは相別レ行カムカとなり

三年春正月一日於因幡國廳賜饗國郡司等之宴歌一首

新年之始のはつはるのけふふるゆきのいやしけよごと

新年之始乃波都波流能家布敷流由伎能伊夜之家餘其騰

右一首大伴宿禰家持作之

國郡司は國廳の僚屬及郡司なり。此宴は守の私宴にはあらで官物正倉を用ひて設くる宴なれば賜饗とはいへるなり。儀制令に

凡元日ニハ國司皆僚屬郡司等ヲ率テ廳ニ向ヒテ朝拜セヨ。訖リテ長官賀ヲ受ケ



ヨ。宴ヲ設ケムトナラバ聽セ(其食ハ當處ノ官物及正倉ヲ以テ充テヨ)  
とありて義解に

官物ト謂ヘルハ郡稻ナリ。正倉ハ正税ナリ  
といへり

之は諸本に乃とあり。上四句は序なり。此日しも雪ふり積りしかばそをもて序とせるなり。即コノ雪ノイヤシク如ク慶事モイヤシクといへるなり。略解に「年の始に雪ふるをよき事とすればまづ雪をいひて云々」といひ古義に「正月一日の今日しも佳祥をあらはして降雪の積重るが如く云々」といへるは非なり。元日にふる雪をよき事とし佳祥とする意は此歌にはある事なし。○序のうちハツハルノの五言は埋草に過ぎず。アラタシキ年ノ始ノ今日とつづけて心得べし。○イヤシクは彌カサナレなり。イヤはアマタなり。

天平寶字三年正月は廢帝即淳仁天皇の御代にて卷中最後の年なり。家持の薨せしは延暦四年八月にて寶字三年より二十六年の後なるが其間の作は傳はらず。無論家持に代りて其間の諸人の作を録せし人も無し。家持はすぐれたる作家にあらざ

れども此集を残したる功はたたふるに餘あり。○契沖雅澄が此集の卷頭に雄略天皇の御製を載せ卷尾に此歌を載せたるを深き心ある事とせるは非なり。編次したる第一卷は歌の成りし年代を以て序でたれば雄略天皇の御製が自然に卷頭に出でたるなり。又卷十七以後は家持の家集にて歌の成りし年月のままに記したれば最後の歌が自然に卷尾となれるなり。

(昭和二年四月廿三日講了)



萬葉集卷二十防人歌轉訛例一斑

同行轉訛例

	頁
あ　　うトナマレル	
あ　　あた由まひ……………	四〇六九
あ　　いきづ久しかば……………	四一七
あ　　えトナマレル	
あ　　ころもにませる……………	四一二七
あ　　おトナマレル	
あ　　う乃ばらわたる……………	四〇一七
あ　　たち許もの……………	四〇四〇
あ　　みる乃すも……………	四一一〇
あ　　こ侶がはだはも……………	四一二七
い　　うトナマレル	



く不しくめあるか ..... 四〇三三

わ努とりつきて ..... 四〇四三

さゆ流のはなの ..... 四〇五七

つ久ひよはす具はゆけども ..... 四〇六六

し流へには ..... 四〇七二

あよ久なめかも ..... 四〇八一

由みのみに ..... 四〇八六

つ久のしらなく ..... 四一〇八

あし布たけども ..... 四一一五

こ布しけもほも ..... 四一一五

これのは流もし ..... 四一一六

い えトナマレル

ものはず價にて ..... 四〇二六

ま氣ばしら ..... 四〇二九

さ氣くありまで ..... 四〇五六

かなし家いもぞひるもかなし祁 ..... 四〇五七

さ祁くとまを須 ..... 四〇五九

まつの氣の ..... 四〇六三

いまぞくやし氣 ..... 四〇六四

あし氣ひとなり ..... 四〇六九

なが氣このよを ..... 四〇八六

うつくし氣 ..... 四一一〇

すみよ氣を ..... 四一一五

う いトナマレル

いたくこ比らし ..... 四〇一一

た知こもの ..... 四〇四〇

なには治を ..... 四〇九七

う えトナマレル



あよぐな米かも……………四〇八一  
 こふし氣もはも……………四一一五  
 う おトナマレル  
 とへた保み……………四〇一四  
 み毛ひともがも……………四〇一八  
 は保まめの……………四〇三九  
 みてやわたら毛……………四〇四一  
 くのにへむか毛……………四〇四四  
 わすれ母しだは……………四〇五四  
 なには刀を……………四〇六七  
 たしで毛ときに……………四〇七〇  
 ゆ古さきに……………四〇七二  
 保保まれど……………四〇七八  
 へこ祖しらなみ……………四〇八〇

おふせたま保か……………四〇八〇  
 ゆか毛ひともが……………四〇九九  
 またみて毛母也……………四一一〇  
 つちにおち母かも……………四一一三  
 こふしけもは母……………四一一五  
 みねは保くもをみ等等しぬばね……………四一一七  
 あやにかもね毛……………四一一八  
 さやにみ毛かも……………四一九九  
 わをし乃ぶらし……………四一二二  
 え おトナマレル  
 わす良むと……………四〇三三  
 へむ加るふねの……………四〇四四  
 い波びとの……………四〇六三  
 わがい波ろに……………四〇九九



麻こがてはなれ……………四一〇  
 い波なるわれは……………四一一  
 い波ろには……………四一五  
 い波なるいもは……………四一九  
 い波のいもろ……………四二二  
 つくし波やりて……………四二三  
 ななへ加る……………四二七  
 え　　イトナマレル  
 か比りくまでに……………四二八  
 い比にして……………四三〇  
 古め知やすらむわが美かなしも……………四三〇  
 いもにつ岐こそ……………四五三  
 しまか枳を……………四七一  
 ゆ美のみに……………四八六

とりか爾て……………四一一

え　　おトナマレル

か其さへみえて……………四〇一  
 ささ己てゆかむ……………四〇六  
 たびとおめ保ど……………四三〇  
 かため等し……………四八一  
 こ興てきぬかむ……………四九六  
 お　　あトナマレル  
 あとりが麻けり……………四二八  
 阿もししに……………四六四  
 阿もとじ母……………四六五  
 阿もがめもがも……………四七〇  
 お　　イトナマレル  
 あとりがまけ利……………四二八



知まりゐて……………四〇五九  
いもがここ里は……………四〇八一

お うトナマレル

あす由りや……………四〇〇九  
い牟なしにして……………四〇〇九  
こともか由はむ……………四〇一四  
い豆まもが……………四〇一七  
苦ふしくめあるか……………四〇三三  
さき牟りに……………四〇五三  
由どこにも……………四〇五七  
あれは久えゆく……………四〇五九  
久えてわはゆく……………四〇五九  
わがが都の……………四〇七七  
お不せたまほか……………四〇八〇

あをぐ牟の……………四〇九六

こよてきぬか牟……………四〇九六

ま流ねせば……………四一一一

たびのま流ねの……………四一一六

お えトナマレル

と倍たほみ……………四〇一四  
あとりがま氣り……………四〇二八  
お米がはりせず……………四〇二九  
たびとお米ほど……………四〇三〇  
古米<sup>+</sup>ちやすらむ……………四〇三〇  
わぎ米こと……………四〇三三  
うち江する……………四〇三三  
くふしく米あるか……………四〇三三  
さくあれ天……………四〇三四



歡びはとかなな…………… 四二二三

同列轉訛例

う むトナマレル

牟まのつめ…………… 四〇五九

ち しトナマレル

た志夜はばかり…………… 四〇五九

おも志志に…………… 四〇六四

た志でもときに…………… 四〇七〇

あめつ之の…………… 四〇八四

てにとりも之て…………… 四一一〇

か志ゆかやらむ…………… 四一一二

これのはるも志…………… 四一一六

みさかにた志て…………… 四一九

ぞ どトナマレル

おきて等もきぬ…………… 四〇七二

いでて登あがくる…………… 四一二五

ぬ むトナマレル

牟浪<sup>が</sup>たまの…………… 四〇八一

ら なトナマレル

いひしこ奈はも…………… 四〇四三



(流布本卷第十八至卷第二十目錄)

萬葉集卷第十八

天平二十年春三月二十三日左大臣橘卿使田邊史福麿饗越中守大伴家持館時新作并誦古詠各述心緒歌四首

于時期之明日二十四日將遊覽布勢水海仍述懷各作歌八首

二十五日大伴宿禰家持往布勢水海道中馬上口號二首

同日至水海遊覽時各述懷作歌六首

二十六日掾久米朝臣廣繩館宴饗田邊史福麿歌四首

太上皇御在於難波宮時歌七首

左大臣橘宿禰歌一首

和左大臣歌御製一首

於左大臣橘卿宅御船沂江遊宴時御製一首

河內女王奏歌一首







掾久米朝臣廣繩天平二十年附朝集使入京天平感寶元年閏五月二十

七日還本任時大伴家持作歌一首并短歌

二十八日大伴家持  
△△△△△△△△△△霍公鳥歌一首  
二十八日大伴家持爲向京△見貴人及相美人飲宴日述懷儲作歌二首

六月朔日晚頭守大伴家持忽見雨雲氣作歌一首△短歌一絕

四日大伴家持賀雨落歌一首

七月七日大伴家持七夕哥一首并短歌

越前國大掾大伴池主來贈戲歌四首

更來贈歌二首

天平勝寶元年十二月大伴家持詠雪月梅花哥一首

少目秦伊美吉石竹館宴守大伴家持作歌一首

同二年正月二日於國廳給饗諸郡司時大伴家持作歌一首

五日判官久米朝臣廣繩館宴時大伴家持作歌一首

二月十一日守大伴家持忽起風雨不得辭去作歌一首

萬葉集卷第十九

天平勝寶二年三月一日之暮詠桃李歌二首

見翻翔鳴作歌一首

二日攀柳黛思京師歌一首

攀折堅香子草花歌一首

見歸鴈歌二首

夜裏聞子鳥喧歌二首

聞曉鳴鵪歌二首

遙聞沂江船人唱歌一首

三日越中守大伴宿禰家持之館宴歌三首

八月詠白大鷹歌一首并短歌